

厚 生 委 員 会

平成28年9月13日(火)

厚生委員会

日 時 平成28年9月13日（火）午前10時00分開会—午後4時04分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 奥野委員長、松尾副委員長、坂原、和田、道工、田島、出口、中原

欠席委員 なし

傍聴議員 小川、反保、辻下、竹原

出席理事者 田代町長、中口副町長、種村副町長
笠間教育長、古橋しあわせ創造部長
古谷総務部長、四至本財政改革部長
佐藤総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事
串山しあわせ創造部理事、竹下子育て支援課長
阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長兼健康ふれあいセンター所長
波戸元しあわせ創造部副理事兼住民生活課長
松本保険年金課長、池下高齢福祉課長、鶴久森深日保育所長
門前保健センター所長、米原子子育て支援課主幹
上野地域福祉課福祉係長、蟻馬高齢福祉課高齢福祉係長
橋野高齢福祉課介護保険係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

奥野委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は全員出席です。理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。これより厚生委員会を開きます。なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしく願います。

初めにお諮りします。ただいま連絡を受けました、傍聴許可申し出に対し、許可したいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 傍聴を許可します。しばらくお待ちください。

9月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案9件の審査を行います。それではこれより、議事に入ります。なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また、質疑について理事者の答弁は所属部署と氏名を言うてからお願いします。

議案第47号「平成28年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

阪本地域福祉課長 それでは、平成28年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件について、ご説明いたします。委員会資料の1ページ、歳入をごらんください。

14国庫支出金、1国庫負担金、1民生費国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして、405万7,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、障害者自立支援給付費負担金に係る前年度生産分となっております。なお、過年度精算分でございますので、歳出における充当先はございません。

竹下子育て支援課長 続きまして、国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金として、91万7,000円の増額補正です。これは国土交通省の社会資本整備総合交付金で、子育て支援センターの耐震診断経費に充当いたします。

池下高齢福祉課長 続きまして、老人福祉費補助金、地域介護、福祉空間整備等交付金といたしまして、194万7,000円の増額補正です。この交付金につきましては、介護従事者の負担の軽減を行うため創設された、介護機器の導入経費のための補助事業に充てる交付金

でございまして、老人福祉施設整備事業に充当いたします。扶助率は10分の10です。
波戸元住民生活課長 次に、5総務費国庫補助金、総務管理費補助金として、393万5,000
円を増額補正するものです。マイナンバーカードの作成、発送、コールセンター事業など、
マイナンバー関連事務を地方公共団体、情報システム機構に委任しており、この事業費負
担金については国庫補助金として措置されております。

マイナンバーカードの申請、発行件数等によって負担金額は変動いたします。今般、本
年度の交付金上限見込額が算定されたことに伴い、補正予算措置を行うもので、個人番号
交付事業に充当いたします。補助率は10分の10です。以上、当委員会付託分、計1,
085万6,000円を補正するものです。

次に、歳出に移らせていただきます。委員会資料の2ページをご参照ください。

2総務費、3戸籍住民基本台帳費、個人番号交付事業として、393万5,000円を
増額補正するものです。

歳入でご説明させていただきましたマイナンバーカード関連事務の委任に係る市町村へ
の交付金上限見込額の算定に基づき、地方公共団体情報システム機構への個人番号カード
関連事務費負担金を補正するもので、個人番号カード交付事業費補助金を充当するもので
ございます。

阪本地域福祉課長 3民生費、1社会福祉費、1社会福祉総務費、障害者福祉費といたしまして、
590万7,000円を増額補正を行うものであります。

内容といたしまして、自立支援医療府費負担金返還金といたしまして、196万7,0
00円。障害者医療費国庫負担金返還金といたしまして、394万円の増額補正を行うも
のでございます。いずれも事業費確定によります前年度精算分に係る返還金でございます。

池下高齢福祉課長 2老人福祉費、老人ホーム入所措置費といたしまして、3万3,000円の増
額補正でございます。内容といたしましては、現在、養護老人ホームに1名入所しており
ますが、人件費等の改定に伴う措置費変更のため、当初予算に不足が生じるため、必要額
の補正を行うものです。

続きまして、老人福祉施設整備事業、介護機器導入支援事業補助金といたしまして、1
94万7,000円を増額補正を行うものです。

内容といたしましては、このたび国において介護従事者の負担を軽減する介護機器の導
入において、希望する事業者を募り、予算の範囲内において交付することとされたことか
ら、町内で希望する事業者を募り、国の内示を受けた介護機器の導入経費について、国庫

交付金を全額活用して補助を行うものです。

具体的には、町内で募集した結果、特別養護老人ホーム1事業所、デイサービス2事業所から活用したい旨の応募がございました。

補助の内訳としましては、特別養護老人ホームにおきまして、見守り支援システム2セット、92万7,000円。デイサービスにつきましては、尿吸引を行う自動排尿処理機器1セット、22万円。歩行支援機器3セット、80万円。合計194万7,000円でございます。

阪本地域福祉課長 続きまして、10臨時福祉給付金給付事業費、臨時福祉給付金給付事業費といたしまして、127万4,000円の増額補正を行うものであります。

内容といたしまして、昨年度実施いたしました臨時福祉給付金の事業費の確定に伴う返還金でございます。

内訳といたしましては、臨時福祉給付金事務費国庫補助金返還金、65万円。事業費国庫補助金返還金、62万4,000円の増額補正を行うものでございます。

竹下子育て支援課長 続きまして、児童福祉費、児童福祉総務費、子ども子育て支援事業として、163万3,000円の増額補正です。これは国の平成27年度、子ども子育て支援交付金の確定による精算返還金でございます。

次に、障害児通所支援費として、15万4,000円の増額補正です。これは平成27年度、障害児入所給付費等国庫補助金の確定による精算返還金でございます。

次に、児童福祉施設費、保育所運営費として、10万円の増額補正です。これは多奈川地区住民からの一般寄附金の一部を活用させていただき、多奈川保育所の図書を購入するものです。

次に、保育所整備費として、250万円の増額補正です。これは淡輪保育所の耐震診断委託料です。淡輪保育所は避難所でもあり、先に発生した熊本地震も教訓に、子どもや地域住民の安全、安心なまちづくりを推進するため、今回補正するものでございます。本委託料の内容につきましては、耐震性が確認されていない、昭和56年築の本館棟の第2次診断で、第三者機関による判定費用も含んでおります。

次に、子育て支援センター費、子育て支援センター整備費として、460万円の増額補正です。

これは子育て支援センター及びこぐま園の耐震診断委託料です。子育て支援センターは、福祉避難所及び保育所給食調理場であり、先に発生した熊本地震も教訓に、子どもや地域

住民の安全安心なまちづくりを推進するため、今回補正するものでございます。

本委託料の内容につきましては、耐震性が確認されていない昭和47年築の子育て支援センター2棟と、こぐま園棟の合計3棟分の第2次診断で第三者機関による判定費用も含んでおります。本事業につきましては、社会資本整備総合交付金を充当いたします。

次に、子育て世帯臨時特例給付事業費として、68万6,000円の増額補正です。これは平成27年度、子育て世帯臨時特例給付金国庫補助金の確定による精算返還金でございまして、内訳は事務費国庫補助金返還金が9万8,000円。事業費国庫補助金返還金が58万8,000円でございます。

波戸元住民生活課長 次に、コミュニティバスの運行に関する補正につきまして、乗り継ぎ支線の運行にかかる人件費を、現行配置に合わせた形での費目款更正並びに補正をさせていただくとともに、バス車両への無線搭載の経費を計上させていただいております。

8土木費、4都市計画費、コミュニティバス運行事業（再任用職員）として、502万5,000円を減額するものです。

4月からの乗り継ぎ支線の運行にかかる再任用職員分の人件費から、給料365万8,000円、職員手当等130万8,000円、共済費5万9,000円を減額するものです。

また、コミュニティバス運行事業（臨時職員）として、臨時職員3名分の賃金、394万2,000円を補正するものです。

コミュニティバスの乗り継ぎ支線に係る運転手について、当初、再任用職員4名を予定し、それにかかる人件費を計上しておりました。しかし、再任用職員への面談、意向調査から、最終的に配置可能人員が2名となったことから、不足する運転手を、臨時職員3名を追加雇用し、現在5名でローテーションを組み、運行しております。

なお、本年4月からの臨時職員賃金につきましては、応急的に人事担当予算の総務費臨時職員管理費から支出しており、本補正予算の議決をいただいた後、総務費との振りかえを行い、10月以降は本科目にて支出する予定でございます。

次に、コミュニティバス運行事業として、72万4,000円を増額補正するものです。コミュニティバス運行中の道路の渋滞状況や、路線間の連絡、また乗り継ぎ支線との連絡など、バスの安全運行に万全を期すため、基本路線4台、乗り継ぎ支線2台、営業所1台の合計7台の無線機を配置する費用、72万4,000円を計上いたしております。

なお、無線機の回線使用料につきましては、現計予算内で賄うことができることから、

使用料の補正予算の計上はいたしておりません。以上、当委員会付託分、計2, 241万円を補正するものでございます。説明は以上でございます。

奥野委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 2ページのマイナンバー、個人番号の、このカードの今までに申請者が何名あったのか。

あと、残っている申請者は何名あるのか。それと、これについての期限はあるのかな。その3点。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 マイナンバーカードの平成28年8月末現在での数字ですけれども、マイナンバーカードの交付前設定が1, 585枚、そのうち既に交付をしている枚数が1, 360枚。現在未交付として、204枚が未交付で残っております。

このマイナンバーカードの申請から受け取りまでの分については、期限はございません。ずっと来られるまで保管をしております。

奥野委員長 和田委員。

和田委員 あと、残りの方は200名で終わりということですか。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 既に申請をされていて、岬町のほうに機構のほうからカードが届いていて、まだ受け取っておられない方が204名おられるということで、これから申請をされる方もおられますので、それはその都度交付の受け取りが、準備ができましたら、受け取りに来てくださいという通知をしておりますので、これから以降どのくらいの未交付が発生するかというのはわからないですけれども、その都度、毎日毎日申請をされているという状況は続くものと思います。

奥野委員長 和田委員。

和田委員 ほか、申請してくるであろう、その人数は何名ですか。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 8月末の住民基本台帳の人口が1万6, 334人ございます。これまで交付前設定での割合でいきますと、約10%でございます。今後、この1万6, 334人の住民登録されている方で、どのくらい申請されるかというのは、ちょっと数字的にはわかってはおりませんが、全国的に12~3%のところもございますし、また、もっと多い申請をされている市町村もございますので、岬町のほうでは現在で約10%の申請をさ

れているという状況でございます。

奥野委員長 よろしいですか。

和田委員 結構です。

奥野委員長 ほかの方、道工委員。

道工委員 ちょっと2、3件お尋ねをします。

まず、児童福祉の施設費ですけれども、淡輪保育所を耐震診断するというのですが、町長の方針では小学校への併設という形で、深日も多奈川も進めてまいりましたけれども、淡輪はこのままおいとくということしていくのかどうか。

それと、あと3年ほど前に子育て支援センターの雨が降った日には、もう廊下がぼとぼとになって子どもが危ないということで指摘をさせていただいたのですが、その後改善をされているような様子ないんですが、されたのかどうかの確認をしたいと思います。

それともう1点、コミュニティバスの運行事業で、再任用の方が4名中2名ということですが、2名を採用して、2名分が臨時職員で3名になっているというのは、時間数の関係で3名になったのかどうか、その辺の確認をさせてください。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 まず、1点目の淡輪保育所の件でございますが、まず今回は今の現時点では耐震をして、延命をしていきたいと考えております。そのための耐震診断ということでございます。

それから子育て支援センターの床の件なんですけれども、これはもう平成28年度の当初予算で措置しておりまして、もう既に春の時点で対応済みでございます。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 当初、コミュニティバスの乗り継ぎ支線につきましては再任用で4名を予定しておりましたけれども、先ほども申しましたように面談、また意向調査から2名ということで、不足の3名を雇用しておりますけれども、再任用の勤務形態、それから休日の運転、それから休暇など、全てを考慮いたしますと、4名ではなかなかローテーションが難しく、また緊急のときに運転ができないというようなことになった場合の対応ということも含めまして、臨時職員3名という合計5名で運行を開始したところでございます。

奥野委員長 道工委員。

道工委員 ありがとうございます。特にお願いしておきたいのは、子育て支援センターの問題ですけれども、本当にこの施設そのものも大変皆に喜んでいただいている施設ですので、まだま

だ施設面でももう少し整備をしてあげないといけない部分もあると思うんですが、その点ひとつ今後十分気をつけてやっていただくように要望だけしときます。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 ちょっと道工委員と重複する質問になってしまったんですけど、答弁は私の質問に対して答弁願いたいと思います。3点ほどちょっとお尋ねしたいと思います。

保育整備費の中で、耐震診断の委託料の部分、これも次の子育て支援センターの部分、これも耐震診断、この2点についてまず、耐震診断の委託料ですね。金額的なものと、そして先ほど保育整備費の部分の中で、淡輪保育所の場合、昭和56年に本館ができている部分、かなり年数がたって、耐用年数がどうかという部分と、そして子育てセンターの整備費、ここの部分も昭和47年に2棟、計3棟分のそういう診断をするという説明ですけども、この委託料について、診断する委託料の内容的なもの、どの程度の診断をされるのか、これいずれも答弁願いたいので、どのような診断をして、平米数どのくらいの部分に対しての診断委託料であるのか。

そして、診断結果、どうするのか今後。診断結果、当庁の本庁みたいに本当に危険庁舎と、そういう指定された場合、それだけの耐震化する、手だてをするそういう資金があるのか、ないのか、それまでも踏まえて耐震診断に入っているのか、それをまずお聞きしたいのと、そして3点目にこのコミュニティバスの部分で、減額の部分、再任用の職員2名になってますよね。臨時職員3名と。その中で別に悪いとは言っていないんですよ。再任用というのは、その方が元職のときにかなり秀でて、そういう元職でいろんな功績があるとか、どうしてもこの方を採用したいというのが本来の再任用制度と思うんですけども、これは失礼ですけどもドライバー、免許証を持っているから再任用ということでやられたのか、そこでまず確認したいのは、再任用の部分は給与になってますね。そして臨時職員の場合は賃金になってます。この時間単価の賃金の格差がどれほどあるのか。この部分についてお答え願いたいんです。

そして、再任用の方はやはり自家用といえども、住民を乗せて、お客さんを乗せて走るんですから、第一種免許では当然心得が、経験もないと思うんです。やはり臨時職員でしたら、それなりのまたそういう営業ナンバーのOBとか、そういう方が自信を持って応募してくると思うんですけれども、どうですか。もう一種免許があれば、道路交通法の関係で問題ないやんと、法に抵触しませんというので、何でもかんでも乗せるときに、再任用の方、そういうテストをしたんですか。適格者であるか。そして当然運転経歴なんかも調

べてると思うんですけども、そしてその方の運転技量という、そこまで調べて再任用されているか、この点についてもご答弁願いたいと思います。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 まず、1点目の耐震診断の関係でございます。内容についてちょっと若干説明させていただきます。

まず、淡輪保育所ですけども、これは建築基準法の改正が昭和56年にごございました。それ以前に建った本館棟のみの診断でございます。面積は796.18平方メートルでございます。

どのような内容かといいますと、二次診断でございますから、一次診断みたいに目視とかでするのではなくて、専門家のほうがコアを抜いたり、現場でも確認しながら、どれくらいの強度があるのかという指標になるIS数値を出していただくというような内容でございます。その診断した内容について、適性であるかどうかという第三者のそういう判定機関がございます。そこにも判定していただくということでの内容でございます。

それから、あと、その診断によって耐震工事が必要な場合、財源があるのかという件でございます。残念ながら淡輪保育所につきましては、子育て支援センターで活用します社会資本整備総合交付金の対象から実は平成27年度からちょっと除かれておまして、残念ながらこれについては補助制度は今のところ見つかっていないという状況でございます。

それから、子育て支援センターの分でございます。これが子育て支援センターとこぐま園を合わせて1,223.72平米でございます。3棟といたしましたのは、子育て支援センターが2階部分と1階部分とがございます。耐震診断上でいきますと、これは別の区分になると。別の棟になるということで2棟。それとこぐま園が1棟ということで、合計3棟ということになります。これも同じく二次診断でございます。

それから第三者評価につきましても、その棟ごとにしていただくと、そういう経費も含まれているということでございます。

それから財源のほうなんですけど、これにつきましては今のところ社会資本整備総合交付金のほうの使用が可能でございます。本補正予算の耐震診断から始まりまして、もし耐震診断が必要ということであれば、来年度は実施設計、再来年度は改修工事というように通常進んでいくのかなというように考えておまして、それぞれに実施設計、改修工事につきましても、3分の1の補助があるということで、それを活用していきたいというように考えております。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 再任用職員の時間単価につきまして、ちょっと資料持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

臨時職員の単価につきましては、1, 320円でございます。当初、乗り継ぎ支線の運転手の採用に当たりましては、本人に面談、また意向調査を行った際に、当然運転の経験、また事故の経歴、これからの安全運行に十分的確であるかどうかということも含めまして、面談をいたしました結果、現在2名の方が運転、乗務されている。

臨時職員につきましては3名おりますけれども、うち2名につきましては、大型の二種免許を有している方でございます、バスの乗務経験がございます。また、1名の臨時職員の方につきましては、大型の免許一種でございますけれども、大きな輸送車両を運転された経験がございますので、二種の免許ではないけれども、大型車両の運転をした経験を有するというところで採用させていただきました。

資格というところで行きますと、有償運送にすることについては、市町村運営有償運送の講習会を受講した者、あるいは大型の二種、また普通の二種を有していることが有償運送の運転手の条件でございます。現在、無料で運行しておりますので、これを有償に切りかえたときに、当然講習を受講した上で運転の乗務をさせるということにしております。大型の二種を持っている方についてはそのまま二種免許で乗務をしていただくというような予定をしております。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 淡輪保育所の部分については、面積数796平米の部分、そしてこの前見た1, 223.7平米。平米数によってこの金額は妥当であるのか、妥当でないのか、私は専門家ではないのでわからないのですが、ただ社会資本整備の部分の交付金っていうのはありがたい話で、それでしたら何とか、最悪の場合はそういう町の財源を単費でやらなくて済むと。

ただ、淡輪の保育所の場合、万が一、もうこれは昭和56年の部分の建物ですね。ですから万が一、早急に耐震化迫られた場合、どうするかっていうことですね、財源的に。深日は当然深日小と深日保育所がおかげさまで深日小学校に統合というか、そういうありがたいそういう配慮をしていただいて、安心して子どもたちをやっぱりそういう場で面倒を見てもらっているということですけど、淡輪の場合は、淡輪小学校も空き教室もあるし、結構グラウンドも広いと思うんですわ。そういうことで、財源的に今後大変でしたら、深日小みたいに、そういう保育所を統合するとか、そういう考えもひとつ大切な話と思うん

です。なぜかというと、町財政も大変今緊迫しているんでね、やはりあるもので有効利用して、そしてやはりお兄ちゃんが弟と一緒に学べるという場所の提供もひとつ今後これからの子どもたちの教育とか、そういう保育する時代になってますので、耐震診断の結果、回答出てみないとわかりませんので、もし最悪の場合はそういう考えも担当課としても、そういう意見をやっぱり言う立場で言ってもらって、私が希望する方向性について意見を申し述べていただきたいなど、これは要望しときます。

保育所と子ども園等については、一応要望しときますので、そしてコミュニティバスの部分について、やっぱりそういう具合に運転経歴とか、その方の部分については調査したと、確認したというのは、当然運行管理者としたら確認すべき義務がありますわね。ただ、事故歴がないと。そういうことで事故歴がないのは乗ってなかったからないのと、長年ペーパードライバーで事故歴がない。実際乗っていて事故があると、ここが見抜けないですね。

ということで、運転っていうのはある程度技術的な正確性を持つものであって、やはり書類で結局事故歴ないから大丈夫、それで乗せたら、これ、命を運んでいるんですね。ぶっちゃけ一種免許で砂利や砂や材木運んでるんだったら別にいいんですわ。命を運んでないから。いわゆる町のバスの自家用といえども、法的には一種免許でいけるけども、やっぱり二種免許持った方は、やはりそれなりの自覚を持ってハンドル、ブレーキとか操作してるんですね。

ですから、この再任用の方の実技テストをしたのか、そして臨時ドライバーの実技テストをしたのか、これ、一番大事なことを質問してるんですけども、一応書類審査でオッケーしたら、これ大変なことですね。岬町の自家用のバスで荷物運ぶんやったら結構ですけども、荷物やったら買いかえきくんですけど、やはり大事な住民さんを乗せてお運びするのに、そんな実技テストもせんと雇用してすぐ免許証では資格あります、経歴では事故ないですって、それだけで走らせて、万が一大きな事故起こしたら大変です。やっぱり運行管理者は当然ドライバーの運転技量をテストせんと、そんなんで運行してたら怖い話ですね。

どうですか、もししてなかったら仕方ないですけど、今後そういう実技、運転操作、ブレーキの踏み方、アクセルの踏み方、急発進、急停止する、やっぱりドライバーというのはいろいろ癖があるんですね、そして性格もあるんですね。クレペリン検査とって、いろんな癖のあることもやっとなあかんと思うんですけど、どうですか、事故起きてから

では遅いんですけども。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 今、田島委員おっしゃる実技テストということはいたしておりません。ただ、4月からの運行に当たりましては、運転する者にまずコースがどういうコースであるのかということを実地で乗っていただいて、みさき公園の駅ルート、淡輪駅ルート、また西畑、東畑ルート、それぞれのルートを数回、数日走って、実際走って、まずコースを覚えていただく。その際に、今おっしゃっていたようなブレーキの踏み方であったり、あるいは前方の確認、後方の確認など、横に乗って、数回走っておりますので、まるきり明日から乗れというようなことはいたしてはおりませんけれども、そういうことを実際に行いました。

先ほどもちょっと申し上げましたように、この市町村の有償運送の場合、まず何よりも安全第一ということでございます。また、運輸局のほうからも講習の受講者としては資格はあるんだけど、やはり二種の免許を有している方のほうがベターであろうというようなアドバイスもいただいております。なかなか二種免許をこれからとりにいくということはなかなか難しいけれども、講習をまず受講していただいて、有償運送でお金をもらって、安全運行で人を運ぶという中で、安全運行の重視を踏まえて、今後の運行には当たっていきたいなと思っております。

田島委員 ともかくそのドライバーが適任者が適任者でないか、それを結局テスト、試験する方がそれだけの能力なかったら、テストしても無意味ですね。やはりそれだけのプロとして長年そういう経験持たれた、やはりそういうバス会社の運行管理者がそういうテストをする立場となって、テストしていただけたら、ある程度そういう不適切な運転手が排除できますね。ですから、そういう採用、任用するときはある程度やっぱりバス会社にうちも指定管理者として運行を委託してるんですから、そのバス会社の一応経験者にちょっと試験官になってよと、そういう具合にチェックしていただいたら、ある程度責任も緩和されると思うんです。それをまずお願いしたいと思います。やっぱり経験のない方が試験官になったところで意味がないんですね。やっぱり有資格者が点検、試験官になって、これはもう適任者ということにしていたかかないと、やっぱりあとで大きな事故が出た場合、申し開きもできないと思います。

ということで、これは臨時雇用にしても、再任用についても同じことが言えますので、そして私言ってたとおり、再任用はそういう具合に現職のときにそれだけ必要性があるから再任用するのであって、そのバスのドライバーに再任用っていうのもひとつ今後検討し

ていただいたらいいなと思いますので、あくまでペーパードライバーはペーパードライバーですので、その点ちょっとやっぱり慎重に検討していただきたいと思います。これもひとつ要望しときます。また次の案件でまだ同じやったら再度お願いしますけども。答弁結構です。

奥野委員長 ほかの方。

出口委員。

出口委員 ほとんど3名の方が聞いていただきましたので、ちょっとほかの部分でお聞きしたいと思います。バスの件でございますが、この件に関して、特に今、町営になってから、先ほど田島委員からも質問があったように、ドライバーの件ですね。こういうことで特に一般のバス会社でも、よくドライバーが飲酒運転とか、健康診断で、よく事故を起こして、それが後から健康診断を怠ってあったとか、これは病名とかてんかんとか、そういうような形の中で事故は多いんですが、そういうところの町の指導と同時に、アルコール、飲酒運転、毎朝の検査もされているのかなど。これは町にかかわらず、委託先のバスの運転手、その辺もどのような診断をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 基本路線は有田交通の岬営業所に運行を委託しておりますけれども、当然乗務の開始に当たりましては、運行管理者が一人ひとりに点呼を行い、アルコールチェックの機械を通した上で、乗務に支障がないということの判断の上で乗務をしているという状況でございます。

また、乗り継ぎ支線の運転手につきましても、毎朝対面でその日の疲れている状況であるとか、眠気であるとかいうような確認も口頭でしておりまして、点呼しております。既往歴につきましても、有田交通のほうで運転手のほうからの申告をした上で、ドライバーの採用に当たって十分な適応、適格者であるという判断はしているということをお聞きしております。また、乗り継ぎ支線のほうでも一応そういう過去からの既往歴、また、服薬状態とかいうことも聞いておりまして、当日の体調によってはちょっと難しいなということであれば運転手をかえるというような対応も一応あるということで、対面点呼でその辺の安全を確認しております。

奥野委員長 どなたか、中原委員。

中原委員 委員会資料の2ページの臨時福祉給付金と給付事業費と、3ページの子育て世帯臨時特例給付事業費にかかわってお尋ねをいたします。それぞれ対象と思われる方全員に給付金

が受け取っていただけたのかどうか。お聞きしたいと思います。その1件でいいです。

奥野委員長 阪本課長。

阪本地域福祉課長 臨時福祉費給付金は、ご存じいただいていると思いますけれども、平成26年度に消費税が5%から8%に引き上げられたことに対しまして、低所得の方々に対する国の緩和措置として給付が実施されたものでございまして、平成27年度が2年目ということで、お一人6,000の給付をさせていただいております。

ご質問いただいております対象者全員にいきわたったかというご質問なんですけれども、一応3,500名の対象者を予定しております、給付済みの方は3,142名ということで、給付率でいいますと89.7%になってございます。

ちなみに昨年8月3日から1月29日まで、平成28年の1月29日までの受付期間、申請期間ございましたけれども、この間でまだ申請が出ておらない方につきましては、昨年11月30日をもって881名の方に再通知をお送りしたということでございます。

奥野委員長 よろしいですか。

竹下課長。

竹下子育て支援課長 子育て世帯臨時特例給付金のほうですけれども、これも給付したのが1,554人でございました。一応申請出していただいた方に給付するというのが大前提でございます。先ほども地域福祉課長のほうから言いましたように、地域福祉のほうと同じく、数回にわたりまして再送なりさせていただきまして、申請を促しておりますので、一応対象となる方については、いきわたったのではないかと考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 この事業は、実務的にはなかなか苦勞を伴うところかなと思います。というのは、対象であろうという方に対して、申請をしてくださいというお知らせを送るわけですが、その方々から全て申請をいただけるとは限らない。またこのことを通じながら、実態把握ができない方についても明らかになってくるということもあるでしょうし、事業の実施についてはご苦勞されていることだろうと思います。

また、複数回行っていく中で、改善の努力も図られていることも確認をしておりますので、今後もまた取り組んでいくものでありますから、引き続き努力をしていただきたいと思います。

子育て世帯の臨時特例給付のほうですが、いきわたったと思われるということでありましたが、これは対象として申請をしてくださいという通知を送ったのは何件になるのです

ようか。実際の給付は1, 554人ということでありましたが、それは申請をされるべき人、対象の方そのものが1, 554人と受けとめていいのでしょうか。

竹下子育て支援課長 まず、予算措置なんですけども、予算措置については1, 750人という見込みで予算措置を立てております。これ、なぜかといいますと、子育て世帯特例給付金の場合、児童手当を受けている方が対象となります。ただし、公務員の方は、事業者のほうから直接支払われているということで、その件数とかが把握できませんので、一応1, 750人、少し多い目といいますか、そういう形で予算要求させていただいた。実際にうちでつかんでいる方と、公務員の方と合わせて1, 554人提出されたというところでございます。

あと、実際に何人の方にお送りしたのか。これ、児童手当の受給者の人数とイコールになると思うんですが、それ、今、調べておりますので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

奥野委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ではこれで、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

中原委員 賛成です。

奥野委員長 賛成ですか。反対の方はいらっしゃいませんね。

ではお願いします。

中原委員 今回の補正予算については、子育て支援センター、それから淡輪保育所の耐震診断の予算も計上されておまして、本来であれば保育所については年度当初の予定であったのかと思いますが、おくれればながら耐震診断を行うということで、子どもたちの安全を一刻も早く確保するというに鑑みて賛同したいと思います。

ただ、先ほど委員のほうから淡輪保育所の淡輪小学校内への併設についても検討するようにという声がありましたので、そのことについては一言申し上げておかなければならないなと思ひまして、討論に加わりたいと思います。

小学校内の併設について、機会的に反対するという立場ではありませんが、淡輪保育所については、保育所の児童数が多いという問題もありますし、またほかの地域と地域性が

異なるということもありますから、併設ということを検討されていく場合は、慎重な検討を行うべきであるということをお願いしておきたいと思えます。

多奈川ですとか、深日の保育所が小学校内に併設されて、実際に行われていること、詳細には把握はできておりませんが、例えば問題だと思っていることで申し上げますと、複数の年齢の児童が1つの教室で保育をされているという実態が既に起こっているわけですね。

そういったことが、もし淡輪保育所が小学校内に併設されたからといって、同じようなことが起こるとは限りませんが、やはりそういったことにつながっていくという懸念もありますから、淡輪保育所の小学校内への併設ということを検討していくとすれば、慎重な検討を重ねていただきたいという意見を申し述べて賛同したいと思えます。

奥野委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論がないようですので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第47号「平成28年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって議案第47号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第48号「平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

松本課長。

松本保険年金課長 平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)につきまして、ご説明させていただきます。

資料の4ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、4国庫支出金、1国庫負担金、1療養給付費等負担金について、過年度分として867万4,000円の増額補正でございます。

次に、4国庫支出金、2国庫補助金、1財政調整交付金、特別調整交付金を300万円減額するとともに、3国民健康保険制度関係準備事業費補助金として、118万8,00

0円増額いたしております。

これは国保システム改修委託料が確定したことに伴い、その財源調整を行うとともに、充当財源を特別調整交付金から平成30年度より都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担う制度改正が実施されることに伴い、都道府県及び市町村における事務の効率的な執行等を支援するための標準的な電算システムを構築し、この制度を円滑に運営することを目的として、新たに創設された国民健康保険制度準備事業費補助金に振りかえを行うものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1 総務費、1 総務管理費、1 一般管理費、国保OA経費につきましては、先ほどの都道府県及び市町村における事務の効率的な執行等を支援するための国保システム改修委託料が確定したことに伴い、181万2,000円減額いたしております。

次に、11 諸支出金、1 償還金及び還付加算金、償還金につきましては、867万4,000円を増額いたしております。内容としましては、前年度の医療費及び特定健康診査等の所要額の確定に伴う精算分として、療養給付費国庫負担金返還金が3,000円。特定健康診査等国庫負担金返還金が57万6,000円。同じく府費負担金返還金が61万9,000円。退職者医療療養給付費等交付金支払い基金返還金としまして、747万6,000円をそれぞれ返還するものでございます。以上、当委員会付託分として、歳入歳出それぞれ686万2,000円の増額補正でございます。よろしく願いいたします。

奥野委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 4ページの下の償還金のところで、一番下の退職者医療給付金のところありますが、この退職者っていうのはなんですか、これについて一応退職者の会社になるのか、どこの何退職になるのか、その点お願いします。

奥野委員長 松本課長。

松本保険年金課長 退職者医療制度につきまして説明をさせていただきます。国民健康保険の加入者の資格につきましては、一般被保険者と退職被保険者というのがございまして、そのうち退職被保険者というのは、現役時代お勤めをされておまして、厚生年金を20年以上、厚生年金だけではなくて共済年金も含めてですが、被用者年金のほうを20年以上、もしくは40歳を超えてから10年以上かけておられた方で、65歳未満の方を指します。

その本人と被扶養者の方を含めて、退職被保険者というふうに規程をしておまして、

これにつきましては支払基金のほうから医療費については支出をされておまして、その分のこちらについては前年度の精算分という形になります。

和田委員 ちょっと最後の、747万6,000円ですか。この残りについて聞こうと思ったけど、最後に説明してくれましたけど、何か変わったというんですか。国保から出さずに来たので残ったという意味を言ってくれたのかな。

奥野委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 国民健康保険制度につきましては、先ほど担当課長が申しましたように、国民健康保険制度という1つの制度の中に、被保険者が一般の被保険者、それと厚生年金を20年以上、または40歳になってから10年以上をかけた方を退職者医療の被保険者として、1つの制度の中に被保険者が2つに分かれます。退職者医療につきましては、退職者医療の被保険者の方が医療機関でかかった医療費からその方たちが負担をしていただいた保険料、この保険料を差し引いた残りの部分を支払い基金のほうから全て交付される、こういう仕組みになっております。

その交付金が医療費が確定したことによって精算をすることになりまして、今回もらい過ぎていたものをお返しするということでございます。

奥野委員長 ほかに質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 歳出の国保システム改修委託料について、もう少し詳しくお聞きをしたいんですけど、改修するということは、今あるシステム上の仕組みを何らかのものに変えるということだと思うんですが、そのあたりをもう少し説明いただけますでしょうか。

奥野委員長 松本課長。

松本保険年金課長 先ほどご質問にありました国保システムの改修の件ですが、平成30年度に向けまして、大きな国保制度の改正がございます。それに伴いまして、この保険者事務が効率的に実施されるように、国が主導的に現在国保保険者標準処理システムというのを新たに開発を行っております。

これに伴いまして、このシステムの中身なんですけど、都道府県が運用するシステムと、あと国保連合会が運用するシステムと、あと市町村が運用するシステムという3本に分かれておまして、今年度都道府県が運用するシステムのほうで、その30年度広域化に向けた動きとしまして、標準保険料率を試算ということが予定をされております。

それに伴いまして、市町村のほうで標準保険料率を計算するための各種の数値をお渡し

をする必要がございます。そのために自庁システムから必要な数字を抽出するための改修となっております。

奥野委員長 ほか、ないですか。ほか、どなたかないですか。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

中原委員。反対、どうぞ。

中原委員 ただいま確認させていただいたところ、将来の国保事業の大阪府広域化一元化に向けての大きな転換にかかわる予算が含まれているため、反対をいたします。以前、一般質問等でも府下の一元化については取り上げたことがございますが、やはり国保の事業というのは、一番身近な市町村が行うべきであると考えています。

といいますのは、一番身近な市町村であるから加入している方々、加入者の実態がわかるわけで、その実情に応じて減免制度の拡充等のサービスも行うこともできますし、また保険料についても大阪府下で一定の指針というか、そういうことが示されるわけで、増額等への懸念もありますので、大阪府下の一元化については反対する立場を表明してきたところありますので、今回それに向けての予算措置、また事業の計画が示されておりますことから、反対をさせていただくものでございます。

奥野委員長 賛成討論の方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ほかに討論の方、いらっしゃいませんね。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第48号「平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第48号は本委員会において可決されました。

議案第49号「平成28年度岬町介護保険特別会計（保健事業勘定）補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

池下課長。

池下高齢福祉課長 平成28年度岬町介護保険特別会計（保健事業勘定）補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

委員会資料の5ページをご参照ください。

歳入につきましては、13繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして、4,763万5,000円の増額補正でございます。この繰越金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴う剰余金を繰り越すもので、国、府、支払基金への前年度精算金としての支出と、介護給付費準備基金積立金に充てるものでございます。

続いて歳出にまいります。

7諸支出金、1償還金及び還付加算金といたしまして、828万8,000円の増額補正を行うものです。内容といたしましては、前年度の介護給付費の確定に伴う精算返還金でございます。

内訳といたしまして、介護給付費国庫負担金返還金、335万3,000円。同じく府費負担金返還金、243万9,000円。同じく支払基金交付金返還金、12万7,000円。地域支援事業交付金支払い基金返還金、37万7,000円。同じく国庫返還金、132万8,000円。同じく府費返還金、66万4,000円でございます。

続きまして、9基金積立金、1基金積立金、介護給付費準備基金積立金といたしまして、3,934万7,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、前年度の給付費の確定に伴い、その剰余金を基金に積み立てるものでございます。以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出とも4,763万5,000円の増額補正でございます。説明は以上でございます。

奥野委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 ちょっと同じようなこと、返還金で聞くんですけど335万円とかありますが、これ合計で八百何ぼやけど、これは一応あれですか、見込額として申請して、あと残ったという枠になるんですけど、この見込額でするときに計算してやっていると思うんですけど、これはたくさん返還金ってあるので、これはそういうのを多めにしとかないと具合悪いと思うんですけど、返還金の余る金額は幾らまでとか、そんなのはないわけですか。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 こちらの負担金等につきましては、若干多めの交付申請をしております。とい

いますのも、もし少ない金額で申請した場合、その部分、町で一旦立てかえないといけな
いということがございまして、少し多め、具体的には月報等で月々の重ねていった分掛け
る1.0何%という形で行いますので、毎回こういった形で返還金が出るようになってお
ります。

奥野委員長 ほかに質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 先ほど和田委員が国庫負担金返還金、これは当然国庫からもらってる金を事業として使
わなんだら返さないといかん。当然の話ですね。ということで、この制度がもともとある
ので、結局皆さん助かっていると思うんです。国保も先ほどの部分があったんやけど、国
保がなかったら大変ですよ。やっぱり死病が発生した場合、外国やったら国保がない国
がありますよね。大変ですな。ですから、やはりこの会計がパンクしないように、結局住
民さんが上手に国保を利用させていただいて、この介護保険でもそうですわな。もともとじ
いちゃん、ばあちゃんを家族で見とったと。そしたら家族が仕事にも行かれないし、そし
て共倒れになってしまうと。そういう観点からそういう介護保険を適応されたというこ
とで、これもひとつありがたいんです。

ある自治体でも住民がみなそういう資格を持って、そして家族がじいちゃん、ばあちゃ
んを介護していく。そういう自治体も、すばらしい考え方の自治体もありますわね。とい
うことで、この補正予算については、歳入歳出等については、何ら私は質問すべき問題
はないと思うんです。今述べてるんですけども。

ということで、この部分はいいいんですけども、あとに、議案第55号の条例改正につい
て、これについてまたひとつ質問しようと思うんです。これはやっぱり今のシルバー産業
のきつさ、これはまた負担かけたらどうかなという部分を質問するんですけど、本件につ
いてはこの返還は828万8,000円と、これは私は別に問題ないと思いますので、た
だ本来は討論で言わないといけないんですけど、質疑の部分入ったんですけど、これは私
は当然返還せんと、返還せなんだら大変なことになりますのでね、それは漏れないか、あ
るか、どうですか、担当課の方。十分支出の部分については間違いないということをご答
弁いただきたいなと思います。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 介護給付費につきましては、レセプト、請求に基づいてきっちり支払っており
ますので、間違い等はないと確信のほうしております。

田島委員 了解しました。

和田委員 田島さんは安定のためにこれでいいやろうと言ってるのは私わかるんですけどね、私が聞いているのはこういう計算するのに、幾ら上乘せしてるのかっていうこと聞いてますのでね、今、池下さんが言ってる1.3っていう計算で一応計算式は聞いているので、田島さん、自分がいいからいいっていうのは、やっぱりそういう質問、私は余りよくないと思う。

奥野委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論がないようですので、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第49号「平成28年度岬町介護保険特別会計（保健事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって、議案第49号は本委員会において可決されました。

議案第55号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは質疑を行います。

中原委員。

中原委員 委員会資料の12ページで、本条例の一部改定の概要という資料を添付していただいております。それに基づいてお尋ねをしたいと思います。

制定理由の中で、受益者負担の適正化という言葉がありますが、誰を受益者というように捉えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから2番の制定内容についての確認なんですが、新規の指定についてはわかりやすいんですけど、更新については6年ごとということで、ちょっとこの運用がよくわからなくて、これは始まってからこの制度の運用としては来年度、4月1日から運用されるご

予定で提案されているようですが、そこが起点になるのか、それぞれの事業所ごとに指定の時期は違ってしまうから、それを基準にしての6年ごとというように運用されるのか、実際上のことについてもお聞きしておきたいと思います。お願いします。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 受益者の定義ということなんですが、私ども考えるのは、介護保険の指定、事業所ごとの指定を受けましたら、サービスの提供の対価として介護報酬を請求でき、介護報酬により事業運営をすることができるということで、介護事業者はこうした意味で受益者として考えております。

指定なんですが、初めて指定したときから6年ごとの更新ということで、介護保険制度ではなっております。説明は以上です。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 すみません、2つ目の答えがちょっと別のことを考えていて、ごめんなさい。6年ごとの更新ということで、来年度から運用ですから、ずっと引き続いて指定を受けている事業者においては、その6年ごとというのがいつの時期にくるのかなということなんですけど、もう一度答えてもらっていいですか。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 勘違いして申しわけございませんでした。それぞれ新規で指定のほう受けていただきまして、それから6年になりますので、来年度以降、来年度は10件想定しておりまして、30年度では3件、31年度では6件、想定のほうしておりまして、それぞれ初回の指定を受けてから毎回6年ごとの更新ということになっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 これは指定にかかわってそれぞれの事業者に手数料を新たに課すというものですけれども、この制度の運用状況はほかの自治体なんかではどのようなになっているのでしょうか。これは法律上、こういうお金をとることができますというように定めてあるだけのことで、早いところはもっと早くからこの事業者負担というのを課していたわけですけど、そこで実態としてはさまざまですので、ほかのところではどのような運用なのかお聞きしたいと思います。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 大阪府下では43市町村ございますけれども、既に徴収しているのが26市町村ということでございます。現在検討しているのが、八尾市と4市でございまして、そち

らも徴収に向けて検討のほうしているところでございます。現在のところ26市町村で
ございます。

奥野委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 今、26市町村がこういうことを行っているということでしたが、その実施している市
町村の実態なんかはお聞きになっているのでしょうか。私が気になっているのは、それぞれ
のところでの負担に耐えられるのかどうかというのが気がかりなんですよね。申請にお
いては6年ごとに1万円とか、そういう金額ではありますけれども、全国的に見ますと、
その介護事業者の倒産というのは、ここ数年増加していってございましてね、報酬のマイナ
ス改定なんか響いて、非常に介護事業者そのものの経営が危うくなっているという事態
が広がっているんですね。

ですので、この介護サービスを行う事業者に新たな負担を課すという事柄については、
慎重に検討する必要があるのではないかなと思っているわけなんです。事業者が倒産して
しまえば、そこを利用していた利用者、またその家族に対する打撃は非常に大きいもので
すから、日常生活が壊れてしまうということに直結するので、事業者そのものへの負担を
増やすという事柄についてはよく考えるべきだということに思うんですけど、ほかの2
6市町村、既に実施している市町村におけるそのあたりの事業者への影響の実態はどのよ
うにお考えか、ということも1つ聞きたいのと、それからこういう新たな負担を課すとい
う方針について、その負担に耐えられるのかということも具体的に岬町内において調査を
されたのか、そのあたりについてもお聞きしておきたいと思います。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 こちらのほうに関しましては、3市3町で協議を重ねてございまして、その中で
大阪府所管のところと、南河内広域にヒアリングをさせていただきました。特に事業者か
らこういったクレームが出たとか、手数料でもめたという話は聞いていないということ
ですので、特に問題はないのかなという認識のほうはしております。

あと、事業者に対して説明会をしたのかということなんですが、まだこちら正式には決
まってない事項でございますので、今後説明会等を実施する予定でございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 説明会をしたのかとは聞いてなくて、調査をしたのかって聞いたんですよ。多分、何と
いうか調査というようなものはしてないと思うんですけどね、ふだん事業者さんと一定の

お付き合いをされていますから、その中で負担に耐えられるかどうかということについては、ある程度推察されているところかなとは思いますが、ちょっとその26市町村のうち一部のところの実態について、3市3町で検討するに当たって聞いてみたということではありましたが、手数料でもめたとは聞いていないということでしたが、それが本当に実態をストレートに反映したものなのかどうかということについては、少し疑念が残るんじゃないかなと私は受けとめております。

せっかくお答えをいただきましたので、そのことに対する意見だけ申し述べさせていただきます。質問は以上です。

奥野委員長 ほか、ございませんでしょうか。

田島委員。

田島委員 制定理由について、再度ちょっと確認したいんですけどね、制定理由の下から2行目の部分で、本町で事務を行っている地域密着型、サービス及び介護予防支援についても、同様に受益者負担の適正化に鑑み、この受益者負担の適正化、これはどういう意味があるんでしょうか。これは当町だけじゃなしに、3市3町でそういう決定したと思うんですけども、受益者負担の適正化に鑑み、手数料を徴収する、ここで受益者っていうのは事業者のことを指していると思うんですね。介護を受けている住民じゃなくして、事業者の受益者負担ということで、先ほども委員から質問があったんですけども、結局金額的に2万円ほどの部分の、結局手数料アップですけども、しかし今この事業者の従業員、スタッフは大変きつい仕事だということで、国も問題になっているわけですよ。こういうことを、手数料をアップするっていうことは、当然事業者にとったら結局賃金、従業員の賃金にはね上がると思うんですね。そういう心配をしますよね。

ただ、どうしてもこの手数料を上げないと、こういう事務組合っていうのは運営できないのかということですね。その点、ちょっと受益者負担の適正化に鑑みていう、何を算出、根拠があるのかなということと、そして本当にこういう手数料をとったら受益者の事業が、結局働く者の賃金に影響しないかなと。こういうことを2点お尋ねしたいんですけど。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 受益者負担の適正化についてでございますけれども、こちらにつきましては特定の事業所の指定に関して要する事務を、現在税金で行っております。これは税金で行っているということは、特定の事業者に対しての負担を全ての皆様にご負担しているという

こと、適正ではないということで、受益者負担の適正化から、それにかかる人件費と、事務処理の費用。これ、大阪府が算定したものなんですけども、それを勘案して今回設定しております。

それとあと、事業費の負担のほうなんですけど、1回目3万円で、あと6年ごと1万円ということで、毎年とか毎月とか負担するものではございませんので、こちらについては、個人には介護支援専門員の更新とかも費用かかっておりますので、そんなに大きな負担ではないというようには判断のほうはしております。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 担当の負担はないと思っているけども、事業者にとったら、結局そういう事業者がたくさん増えている中で、やっぱりこれは競争原理が働きますね。競争原理が働いて、一番心配しているのは従業員の賃金に影響しないかということをお私考えてるんです。でなかったとしても、今じゃなくてもきつい仕事やということで、そういうことも国も大変問題視しており、やっぱり私、事業者の味方違いますよ。しかし、余り今の時期にこういう条例をつくるのはいかがなものかなというのは、私個人的に意見を言ってるわけです。やっぱりこういう事業者っていうのは、そういうような介護をするってことは、やはりただ見るだけじゃなしに、やっぱり精神的にもコミュニケーションを持って、結局高齢者に対して優しい介護をしてもらうのに、やっぱり問題は結局事業者の営業が苦しくなってきたら、当然心ある優しい介護する気持ちがあっても、当然事務的なことをしてしまうと。よくあるでしょう、社会問題で、今なっているの、経営が苦しいからって。そういうことで、その部分については心配しませんかということをお聞かせしてもらったんですけど、立場変わったら心配しますという方もおるし、しないという方もおるし、個人的な見解の相違ですけども、これはちょっと考えるんですけどね、条例制定するについては一旦つくってしまったら、やっぱり施工したら当然徴収しますわな。

ということで、事業者の説明とか、そういう意見を聞いた上でのことですか。全然対象業者に意見も、そういう考えも聞かずにもう一方的にこの条例を制定するということですか。その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 委員ご指摘の説明会とか、事業所に対してアンケート調査等は実施しておりません。こちらで決めているものです。

奥野委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 まず、田島委員のご指摘にもございましたように、いわゆる労働者、介護支援専門員であるとか、そういうところに賃金で影響しないかというところがございます。

まず、介護保険事業者につきましては、介護保険のサービスで株式会社、いわゆる営利企業も参入ができると、こういうシステムになってございます。それらも踏まえて、受益者という観点から一定の負担をいただくというものでございます。

6年ごとの更新でございますので、更新で1万円、新規は3万5,000円ですが、更新を例に挙げてみますと、6年で1万円でございますので、年間約千六百何がしの負担になって、それが労働者の賃金に直結するというのはいがたいかなと考えています。

それと、町のほうで各事業者にそういう調査あるいは聞き取りをしたかということでございますが、それは行ってはございませんが、先ほど中原委員の質問の中にもありましたように、大阪府が所管をしております団体においては、手数料を平成26年の10月から徴収を開始しております。

その際に、大阪府の医師会でありますとか、介護支援専門委員会、それらのいわゆる職域の7団体に意見を聞いており、そのときには意見はあったと聞いておりますけども、手数料徴収については了承されたと聞き及んでいるところでございます。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 古橋部長の説明で、手数料については、安価な金額やということを理解しました。理解しましたけども、こういう産業に対して、あんまりなことする場合、説明会なり了解を得とかなないといけないと思う。何でもね、条例つくったら条例のほう勝ちやと、これ食て泣けということは今後ね、やめていただきたい。

やっぱり幾ら手数料が安価なものであっても、やっぱりこういうことでそれぞれ手数料もいただかないと、やっぱり事務的なことも大変ですわと、そういうことを説明していただいて、向こうがどういう反論するかそれは別ですよ。反論しよう何しよう別に構わんです。やっぱり町もやはりそういう具合にマイナスばかりしておられませんので、そういうことを心配していたわけですわ。

ただいまの説明でほぼ理解いたしました。従業員にあんまり反映しないと、給料にはということで理解いたしました。結構です。

奥野委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

反対ですか。どうぞ。

中原委員 賛同しかねる立場から討論に参加したいと思います。

田島委員の質疑も、またそれに対する答弁も聞かせていただいている中で、まず受益者負担の問題で、町とは立場が異なるということを一つは感じております。

確かに株式会社の参入等も認められておりますから、そのもうかっている、大きく利益を上げているところがあるならば、そういうところには当然負担をしていただいても構わないものかもしれませんが、岬町内の実態はそのようなことではないんじゃないかなと思っております。

私も、これは調査をしたということではありませんから、詳細にはわからないところではありますけれども、この介護サービスの事業者についての特徴で言いますと、特に小規模の事業所については非常に経営が大変になってきているという実態が発生しておりますので、新たな負担を課すという事柄についてはいかがかというように考えるところであります。

介護事業者を、介護報酬を受けられるということで機械的に受益者と捉える考え方についても、私は少し疑問を持っております。

といいますのは、介護サービスの提供を行われるということで、そこには公共性も含まれると私は考えているんですね。

といいますのは、地域で自立した生活を続けるために、介護保険のサービスを利用して生活を送る中で、健康寿命を少しでも伸ばすことですか、またこういったサービスを利用することで本人は自立した生活を送り、また家族の負担も軽減するということは、その個人ですとか一家族だけの問題にとどまらない、その地域全体の利益にもつながってくるものと私は思いますので、そういった事業を行っているところに対する負担を増やすことは慎重になるべきだと思います。

負担としては大きな負担ではないというようにお考えのようでありますけれども、事業所の収入全体を考えますと、こういった小さな一つひとつが効いてくるわけなんですね。

負担が増えているものはこれだけではありませんから、それから、また過去から通じて長い期間を通じて考えますと、介護報酬のカットなどの影響も受けまして、やはりその事業所そのものの経営、また従業員の賃金、人員配置等にも当然のことながら影響が出てくるということだと思いますから、また説明会についても今後のことだということもお聞き

したところでありますので、新たにそれぞれの事業所に負担を課すという事柄については賛同しかねる立場であることを申し上げておきたいと思います。

奥野委員長 次、賛成討論の方いらっしゃいますか。田島委員。

田島委員 私は、先ほどの担当の窓口の説明を聞いてね、受益者というのは何ぞやということを理解いたしました。これは事業者も受益者、当然受益をこうむるんですからね、これはいいとして、そして構成市町3市3町が検討した結果、こういう金額の手数料を徴収するということは、当然間違った、受益者負担の適正化に間違ったことをしていないと思うんですが、それは信頼して、金額についても安価な問題やということで、これについての条例化は私はもう当然いたし方ないなと思えますね。

あくまで条例は支障を来したら条例改正もできますので、いったんこういう条例を制定して執行していただいて、問題が生じてきたらまた条例改正についてまた議論をしたいと思いますので、とりあえず、この部分については賛成の立場から賛成討論としておきます。

奥野委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論ないようですので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。議案第55号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第55号は、本委員会において可決されました。

議案第58号「平成27年度岬町一般会計決算認定の件」を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、歳入から審議に入ります。委員会資料の13ページから19ページをごらんください。質疑ございませんか。出口委員。

出口委員 13ページの児童福祉使用料、この中で、保育所の保育料ですね。これ収入未済額で37万1,350円と保育所保育料滞納分で269万8,200円という記載がされております。これのちょっと保育所保育料の37万1,350円のこの収入未済額はどのようなものであるのか。滞納分はわかっていますけども、この辺の説明をちょっとお願いします。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 保育所保育料37万1,350円。これは27年度の現年度の方でございます。27年度につきましては、滞納が11人分、7世帯ということになってございます。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 これは37万1,350円が平成27年度の滞納分ということですが、そしてこれからまた実は請求されるわけであろうと思いますけども、そのほかに、滞納分として269万8,200円、これに関しましては何世帯あるのか、何人あるのか。そしてもう1点は、この滞納は何年前からの滞納であるのかということですね。

というのは、なぜこういうことを聞くかといいますと、前回にも給食費の滞納で、中学生の給食費の滞納がありまして、結局そのおじいさんから私のほうにご相談があったわけですが、もう中学校を卒業しまして、その中学生が20歳になっているという状況の中で私のところに請求が来たんやと。そういうような突然また5年も6年もほってですね、請求が来るというのはどういうことやねんということで問い合わせがありまして、行政の方とその滞納の方のおじいさんと私と同席でいろいろ行政からの説明を受け、そしてまたその滞納者のおじいさんにも了解いただいて6年ぶりに回収できたということがございます。

この269万8,200円は何人であって、何年前からどういう形で滞納になっているのか。それと同時に、この中で今後のその回収見込みはどういう形になっているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 まず、滞納分の人数でございますが、20人分、14世帯でございます。それと、一番古い滞納のほう平成15年でございます。これらの滞納の世帯の方につきましては、分納誓約ですとか、児童手当お支払いのときに、それで支払っていただくとかですね、そういう形でやっております。

また、財政改革課のほうに、ほかの税とかの滞納と一緒に督促なりを掛けてもらうとか、そういう手当をしておるんですが、なかなか連絡がつかないとか、そういうような形もございまして、現在一番古いので平成15年ということになってございます。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 一番古いのが平成15年ということで、もう連絡がつかないという形、もしくは連絡がついてでも回収が不能であるという形に取れますが、12年前ですわな。これいつまでも

このままずっと計上されてあって、実際に私、前にも一度えらいきつい話しさせてもらったけども、もう全然取れない分に関しては、いつまでも計上しとくんじゃなくて、不納額でもう落とすなり何とかですね、そういうような方法も考えていかないと、結局真面目に支払っている方々がばかを見るような状態ですので、そういうところをどういう形の行政の回収方法されているのか。

また、先ほど給食費のことで話しさせてもらいましたけども、その担当の方は女性の方でしたけどもね、まだその担当になられて半年たってなかったのかな。それでもそういう古い方々の滞納者には自分から足を運んで回収されたというようなことも聞きました。

そういう中で、本当にこの滞納額に関して、行政のほうの姿勢がはっきり見えてこないんですけどね、その辺はどうですか。

奥野委員長 田代町長。

田代町長 保育所関係でほかにも滞納いろいろあるんですけども、やはり特にこの児童の滞納については、やはりどうしても生活困窮者の方がおられてですね、なかなか一度には支払うことができないという理由もあって、それで町としては、できるだけ分納で少しずつでも今まで未納の分を納めていただきたいということで行政指導をしております。

これをじゃ整理するといったら、なかなか今まで真面目にずっと払ってこられた方々に対してでも、やはりどうしてもそれを、じゃこれをもう今までたまったものをなくしてしまふということは非常に難しいかなと思っております。

例えばですね、もう生活が全くできない状況にあるとかですね、そういったものはしっかりと見きわめていかないといけないのかなと思ってます。

ですから、今ここに残っているのは、最低限、町が先ほど行革等と色々な方策を講じながら徴収をするようにしていますけども、なかなか長年、おっしゃるように12年前のも滞納あったものをなくするというのはですね、確かに整理はしなきゃいけないときは来ると思います。その時期がまだ今は難しいかなと思っています。

時効というのがあればいいんですけども、これ一応ずっと生活なさっている場合はですね、どうしても時効というのは難しいかなと感じております。詳しいことはまた担当のほうから説明させます。

奥野委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 ただいま町長のほうから時効というお話がありましたが、時効につきましては、分納誓約あるいは少しでもお金を入れていただく等によって、時効を中断させてい

るというのが今の主な取り組みでございます。

町長が今言いましたように、その時効を中断することによって、債権としては残しますけども、いずれは払っていただく。時効が成立してしまうといただくことはできませんので、その時効を中断さす努力をしている。

子育てのほうにつきましては、児童手当の現況届でありますとか、その他もろもろの手続で接触機会が得やすいこともございますので、その辺を利用して分納誓約なりを交わしていただくことによって時効の中断を図っているというところでございます。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 よく理解はできるんだけど、ただ先ほども竹下課長からですね、時効の成立をどうこうよりかも、その10年前に滞納された方が行方不明でということだったらね、その方法すらないですやん。だから、時効以前の問題でしょ。そういうところがですね、だからその辺をどうされるのかということを知っているんですよ。

奥野委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 先ほど出口委員の行方不明ということでございますが、行方不明につきましては町のほうを追跡なりをして、なおかつ行方がわからないという方につきましては、一定整理はできると考えています。ただ、竹下課長が今申しあげましたのは、事例で申しあげまして、その行方不明にはならない、なかなか連絡が取りづらい方と理解をいただきたいと思います。

奥野委員長 ほかございますか。田島委員。

田島委員 ちょっと関連で聞きたいんですけども、今給食費の問題が出た。これは学校教育の所管やけども、給食費等についたら、その給食費を払うという、その根拠法令はあるのかな。給食費を払わなければならない。徴収する法的根拠が伴っているのか。そして、この保育料の部分についても、保育料をお支払いせないかんという根拠法令は何をもって請求しているか。この2点ちょっと教えてほしいんですけどね。もし払わなったら、その根拠法令で適用していかないかんと思うんです。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 保育料につきましては、利用者負担額に関する条例がございますので、条例規則に基づいてお支払いをいただくということになっております。ただ、その徴収の、例えば時効とかですね、その辺については別の法律になるんですかね、徴収条例ですかね。

古橋しあわせ創造部長 この保育料につきましては、公債権になりますので、地方自治法の適用を

受けて、地方自治法に基づいた滞納整理でありますとか、そういう部分については、地方自治法に基づいて処理を行うという形になってございます。

田島委員 所管違うけど、給食費は何の法的根拠でやっているかな。

奥野委員長 答えていきますか。

笠間教育長 今、給食費のほうへ来ましたので、出口委員には特に滞納の解決に努力いただいたということ感謝いたします。今でも学校給食の費用もまだ残っている部分がございます。滞納部分でございます。これは学校給食のほうはですね、材料費については個人が負担すると、そのほかの部分は町のほうで負担するというのが学校給食の内訳でございます。

田島委員 まずね、何事にも滞納とか、それ滞っているというのを請求する場合は、やっぱり請求する根拠がなかったら、根拠法令のないのに請求していたら、これ大変な間違いを起こしますので、今確認したわけですね。

ということで、給食費は、材料費は個人ですね。その賄い材料費を加工して食べられるようにするのは町の財源でやっているということですね。

ということで、大変難しい問題と思うんです。窓口に立っていたら、払えるのに払わない方がおる場合もあるし、払いたくても生活困窮で払われないという、そういう方がたくさんおると思うんです。

しかし、いつもこの決算書にしても予算書にしてもね、説明で収入未済額でこう出たら、どうしても目立つわけですね。それを私ら見過ごすわけにいかないの、つい質問してしまうわけです。

ですから、もう根拠に基づいてもう当然平成15年の部分についてもね、当然もうこれは例として行方不明で説明してくれたんですけども、結局もう不納欠損に落としたらどうですかということですね。回収不能やったらもう不納欠損のほうで落としてしまうとか、そういう知恵を出してしていただかないと、毎度毎度収入未済額で出てくるわけですね。質問しないわけにもいかんし、やっぱり委員会としても立場上、これはもうやむを得ず聞かな仕方ないんです、わかっててもね。

ということで、そういう具合にやっぱり請求する根拠法令をもう一度確認していただいて、そしてもう回収できなかつたら、回収できない理由があればもうそれは不納欠損という理由でね、落としていただいたら、だんだん解決するし、今後もなるべくその徴収するように努力していただきたいなと、かように思います。これもうとりあえず要望にしておきます。

奥野委員長 今歳入のところ審議中でございますけども、ここで暫時休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

奥野委員長 再開は13時からしたいと思います。暫時休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後1時00分 再開)

奥野委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

午前中の答弁漏れありましたので、竹下課長、お願いいたします。

竹下子育て支援課長 午前中の一般会計の補正予算のほうで、中原委員のほうから、子育て世帯に特例給付金の申請書等の送付件数ということでご質問いただいておりました。申請等を郵送いたしました数は1,430人分でございます。

奥野委員長 よろしいですか。まだ何か聞きたいですか。

竹下子育て支援課長 少し補足します。1,430人分というのは、去年の6月の児童手当の受給者数でございまして、そのうち特例給付の分を除いております。それと公務員の方が129人の方から申請がございました。合計1,554人の申請があったというところでございます。

奥野委員長 よろしいですね。

では、続いて歳入の審議に入ります。続いて質問のある方、お願いします。中原委員。

中原委員 委員会資料の13ページ、学童保育についてお尋ねをします。保護者負担金とおやつ代が増加しているようなので、このことから類推しますと、利用者が増加していると捉えていいのかなと思うんですが、合計利用者といえますか、登録者数そのものが増加しているかどうかということをお聞きしたいんです。

それから、経年的に登録者数を確認させていただきたいと思いますので、過去5年間にわたって、それぞれの保育所の登録者数を、これは後ほど資料で結構ですので、いただきたいと思います。

それから、もう少し下に行って、これも学童保育の保護者負担金の滞納分のことなんですけど、保護者負担金とおやつ代についての滞納分が昨年度内においては0円であったということでありまして、そのことから、この委員会資料には掲載をされておりますが、決算書のほうには記載そのものもないという格好でして、これは調定額そのものも大きい金額ではないですけど、何らかの事情があつてのことなのか、お聞きしておきたいと思いま

す。

それから、公立保育所の受託料について、これはどういったものなのか、ご説明をいただきたいと思います。お願いします。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 まず、学童保育の保護者負担金でございますが、年間平均の利用者数でございますが、26年が月に82人、27年度が96人ということで、利用者のほうが増えてきております。

それから、2点目の滞納分でございます。これにつきましては、1人分で、1世帯でございます。この方につきましては、行革とも連携しまして、いろいろ連絡通知等させていただいているんですが、応答がないというところがございます。

それから、3点目の公立保育所受託料の件でございますが、これは他市から岬町の保育所に通われている方の受託料という形で、その住居している市町村からいただいているというところがございます。内訳としましては、和歌山市から1名が深日保育所へ、阪南市から淡輪保育所へ1名ということになっております。それから、田尻町から1名、計3名分でございます。

奥野委員長 よろしいですか。答弁それでもう。中原委員、どうぞ。

中原委員 1件目にお尋ねをした利用者数、登録者数についての資料の提供はいただけるかどうかお聞きしたいのと、それから田尻町から岬町内の保育所に通っておられる方については、保育所がどこかということについても参考までにお聞きをしたいと思います。

それから、委員会資料の14ページの清掃手数料のごみ処分手数料についてお尋ねをいたします。このごみ処分手数料については、いわゆる事業系のごみということになるようですけれども、金額が増加しているようでありますから、そのことからごみ量が増えているということかなというように推測をするんですが、増加しているかどうか、それからその要因についてもお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1つぐらい聞いておきましょうか。委員会資料の16ページ、一番上に身体障害者及び知的障害者医療助成事業補助金というのが設けられておりまして、これはいわゆる福祉4医療制度に基づく補助金のことを指しているのかなと思うんですけれども、このページに、この身体及び知的、それからひとり親家庭、老人医療、それからもう1つ、乳幼児医療、この4つの医療費に対する助成制度への補助金なんですが、大阪府のほうで、この福祉4医療についての制度上の見直しを検討しているということでお聞きしてござい

すので、その議論の進捗がどのようになっているか、お聞きをしておきたいと思うのとあわせて、その変更についての考え方に対して、岬町として何か意見を言っていることがあれば、お聞きをしたいと思います。お願いします。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 1点目でありました、過去5年間の学童保育の登録者数、利用者数等について、資料作成後直ちにお渡ししたいと思います。

それから、あと、公立保育所の受託料の件でございますが、どこの保育所かということでもよろしいのでしょうか。田尻の分ですね。申しわけありません。田尻の分が深日保育所でございます。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 事業系のごみ処分手数料につきましては、事業系のごみの処分の手数料10キロ100円でいただいている分でございます。ごみの量につきましては、平成27年度では可燃ごみ550トン、草木で188トンという量でございます、26年度に比べますと増加しております。

事業系で一番大きな事業所といいますと岬公園がございます。あとオークワであったり、あるいはコンビニであったりというようなところでございまして、岬公園につきましては、特に利用者が増加いたしますとごみが増加してまいりますけれども、草木につきましては、近年の高齢化によりまして、空き家が増えていたり、あるいは空き地が増えていたりということで、シルバーさんをお願いをして刈っていただくというようなところも増えているのが現状でございます。これらのことによって、草木が昨年と比べますと大きく増加しているということで、そのようなところが原因ではないかと思っております。

奥野委員長 3点目の答弁を、阪本課長。

阪本地域福祉課長 身体障害者及び知的障害者医療費助成事業費補助金につきましては、こちらのつきましては、府のほうは2分の1で、町2分の1の補助ということで事業を行っております。対象となりますのは、障害が1級から2級の身体、重度知的、もしくは中度知的、身体の障害の重複された方々に対して医療費の助成を行うものでございます。

それから、4公費のご質問いただいているんですが、ちょっと認識のほう不足しております。ちょっとお答え今できませんので、またお調べさせてもらってからお答えさせていただきます。

奥野委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 ちょっと補足をさせていただきます。今の大阪府の福祉医療についての基本的な考え方でございますけども、これはまだ今検討段階でございます。1つは障がい者の医療、それと老人医療、これは老人医療につきましては、年齢制限に重度の障害があるとか、そういう方が老人医療の対象になってございまして、対象者が年齢によっては、年齢によって区分されている形になってございまして、対象者がほぼ同じのようになってきていると。

それを年齢によって障害でいくのか老人医療でいくのかという形になってございまして、そういうことから、それらをその二つを統合しようということでございます。

それに加えて、現在、この障がい者医療のほうでは、精神障がい者の部分については対象になってございませぬ。それもあわせて対象になるように制度を再構築しようかというような状況でございまして、現在検討されているというところでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 ごみのことについてですけれど、事業系のごみについては、なかなか難しい課題のようで、今お話しいただいたとおり、町内の事業者が持ち込むものでありますから、やはり町内の事業を健全に行っていただくというか、そういうことの視点も必要ですけれども、ただ事業系ごみについては、ややその増加の傾向がなかなか収まらない、量が減るということがちょっと見えてきませんので、このことについては、また調査研究ですとか、あと一定の考え方、どのようにごみを減らしていくのかということについては考えていく必要があるんじゃないかなということの問題提起的に、この場では申し上げておきたいと思えます。

それから、もう1つ、福祉4医療の制度のことですけれども、今府の考えということで、大きく2点お示しになられたところだと思います。合理性のあると思われるものもありますし、また精神のことをおっしゃいましたけれど、難病患者に対しても対象の拡大をすることも考え方の中に含まれているようでございまして、今まで補助が受けられなかった方に対する補助が広がると、対象者が広がる可能性があるということは歓迎すべきことだと思っておりますが、それと同時に、自己負担の引き上げという問題、部長は触れられなくて、あえて触れられなかったのかどうか存じ上げませんが、問題は、自己負担の引き上げの方針のほうだと思うんですね。

その対象を拡大することは結構ですけれども、それと引きかえにするような格好で、自己負担の引き上げが押しつけられるというようなことになってはいけませんから、そのこ

とについては町としても何らかの意見を述べていただきたいと思います。

このことについて、もしお答えいただけるようであれば、お聞きしたいと思います。

それから、乳幼児医療の助成制度についてもお尋ねをしておきたいと思います。

乳幼児医療の助成制度、これは16ページなんですけれども、府の補助金という格好で、これはこの昨年度予算については、府はもう制度改定を行ったんですけど、何か時期がよく覚えてないんですけど、府の制度改定が反映されてのものだったかどうか。もし改定された後の補助金として歳入されたものだとすれば、岬町として独自に一定の試算を行ったかどうか。そのあたりについてもお聞きをしたいと思います。その試算を行ったのかどうかというのは、府が基本的な考え方、制度を改定するに当たって、岬町には幾ら歳入されるのかといった試算を行ったかどうかをお聞きしたいと思います。お願いします。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 まず、27年度決算で、乳幼児医療費の府の補助金のほうが制度改正も含むのかということでございます。これにつきましては、27年の4月に府の制度が改正されましたので、食事療育費が補助対象ということになります。

それから、試算につきましては、ある程度一定の試算というのはあったんですけども、それと並行してですね、27年度の7月から岬町独自で通院医療のほうが中学卒業まで拡充するというで動いておりましたので、その部分の試算も含めて予算要求なりはさしていただいたということでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 先にお聞きしていた4医療については特に答弁がありませんでしたが、今後自己負担の引き上げといったことにならないように、大阪府に対しては岬町として意見をしっかり伝えていただきたいと思います。

それで乳幼児医療費なんですけれど、この歳入には、大阪府の制度改定が含まれているということですから、対象年齢も大阪府では拡充されておりますので、以前よりは受け取れる金額が増える。それは実際に医療にかかった分にかかわりますけれども、対象年齢が拡充されたということは、府からおりてくる補助金も増えると考えるのが自然かなと思うんですけど、その対象年齢の拡大と同時に、所得制限の強化というのも府の制度上行われておりますので、このあたりの関係で細かい試算をもししておられるようであれば、参考までにお聞きしたいなと思ったんですね。

私が聞きたいのは、この所得制限の強化がなかったとしたら、対象年齢が拡大されただ

けであれば、府から補助金として幾ら受け取れたんだろうかということがちょっと気になる
ところなんですけれど、もしそういう試算をしておられればここでお聞きしますし、し
ておられないようであれば、また別の機会にお聞きしたいと思います。

それから、私ばかり聞いていいですか。

奥野委員長 じゃ、もう1点どうぞ。

中原委員 はい、委員会資料の17ページの上から2列目、2行目どっちですか。2行目。大阪府
の市町村補助金、路線バス整備ということで歳入がされているわけですが、これは
2016年の3月31日付の決算で行われたものを指しているんだと思うんですけども、
私、これはね、ちょっと確認したいのが、岬町の考え方なんです。お金の使い方の考え方
なんですよ。

歳入に載っているわけですが、この府の市町村補助金というのは、別に路線バス
に使うためとか、その上のごみ処理の施設の運営に使うためとかいうように歳入するわ
けではなくて、岬町の財政運営ですとか、定数管理ですとか、いろんな事柄で岬町が頑張
ってますねということの評価に対して幾らお渡ししようという補助金だと受けとめて
いるんですね。

ということは、特定財源でないので、入ってきたお金をどこに使うのかということにつ
いては、岬町の意味が働いていると思うんですよ。何か古谷部長がすごく難しい顔して、
私ちょっと考え方が違っていたら教えてくださいね。

それでね、私がこの専決のときにも感じたんですけど、市町村振興補助金をもらいま
した。それをごみ処理だとか、バスだとか、もう1つ確か充てたのかなと思うんですけ
ど、そういうものを使いますということは、その事業を大事にしている。ほかの事業は大
事にしてないというわけじゃないんですよ、ないんですけど、そこに充てたということ
の意味は一定読み取る必要があるんじゃないかなと思っているんですが、そのことにつ
いての考え方、なぜこれに使ったかといったら、ちょっと平たく言い過ぎかもしれませんが
れども、私はね、このお金を特に路線バスの整備に充てたということは評価すべき事柄
ではないかなと感じてみていたんですけど、そういうことではないなら、それはそれで、
この場で、いやそうじゃないんですと訂正していただいたらいいんですが、入ってきたお
金に対する使い方の問題で、ちょっと町の考え方をお聞きしておきたいと思います。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 大阪府の制度で、所得制限の見直しがなかった場合幾らになるのかという試

算をしているのかどうかということにつきましては、しておりません。

奥野委員長 四至本部長。

四至本財政改革部長 この市町村振興補助金というのは、おっしゃるとおりどの財源に充てるかということまで大阪府に決められたものではございません。本町としましては、やはり行革部分のことに對して充てるべきということで、健康ふれあいセンターの運営とか、それとごみ処理施設の夜間委託の部分という部分に充てているという状況でございます。ですので、一般財源というなおっしゃり方をしていましたけども、充てる際にはどの事業に充てるというのを大阪府に明確に示しますので、その事業に對しての特定の補助金だということでご理解いただきたいと思ひます。

奥野委員長 ほかの委員さん、どうぞ。坂原委員。

坂原委員 資料18ページで、ちょっと2点だけお聞きします。中ほどの実習生受入協力金でありますけど、これちょっと内容を詳しく教えていただきたいのと、その幾つか下の生活支援ハウス利用料、これはどういうことか。内容。この2点説明をお願いします。

奥野委員長 門前課長。

門前保健センター所長 実習生受入協力金につきましては、毎年大阪府を通して、保健師の養成機関から保健師学生の実習の受け入れをしております。

当初は協力金はなしでやっていたんですが、かなり労力の要る業務でもありますので、大阪府が協力金をいただいたらどうかということで、大阪府が決めた協力金の金額に日数と実習生の人数を掛けていただいているものです。

平成27年度は、1日2,160円の5人で9日間受け入れた金額を協力金としていただいております。

池下高齢福祉課長 生活支援ハウス利用料、生活支援ハウスについてご説明のほうさせていただきます。岬町には生活支援ハウスというものが1カ所ございます。場所は淡輪地区にございまして、岬クリニックよりも26号線側にぼぼろ淡輪デイサービスセンターというのがありますが、その奥にございます。

どういう施設かといいますと、ひとり暮らしが大変な高齢者、しんどいという高齢者に入居していただきまして、世話人がいるんですけれども、見守りをするという施設で、20名定員の施設でございます。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 その生活支援ハウスですけど、これは利用料ですから、月とか、年単位でと思うんです

けど、これは何人分になるんでしょうか。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 こちらのほうですけれども、月によりまして入居者が違ったりするんですけれども、27年度末で16名の方が入所しておりますが、その分です。1人当たりの金額が所得に応じて違うんですが、4,000円から5万円までとなっております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 参考までに、その支援ハウスの定員というはあるんでしょうか。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 定員は20名です。

奥野委員長 よろしいですか。ほかの方ないですか。中原委員。

中原委員 生活支援ハウスの定員のことを20名とおっしゃって、それは20部屋ということかなと思うんですが、確か以前、ごくわずかにこの部屋、この生活支援ハウスの中の1室かなかなと思っているんですけど、緊急避難的に必要になった場合のためにあけておいてもらうとか何かそういうことだったのかなと思うんですけど、今はその措置はとっていないということか。今ちょっと話題になりましたので、お聞きしておきたいと思います。

それから、資料の17ページの民生費委託金、節2児童福祉費委託金の地域児童福祉事業等調査交付金、これはどういったものなのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、同じ17ページの目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金の一番下の石綿ばく露者の健康管理に係る施行調査委託金についてお尋ねをしますが、まず1点、この施行調査の施行は漢字が違うと思うんですよ。そのことと、それからこの試行調査については、大阪府から委託をされて岬町として協力をして実施するということになりますけれども、実際にこの調査をやるのは誰なのかということを知りたいんです。

この試行調査については、自治体がストレートに受けてもいいし、それから自治体が委託に出すということも可能なようですので、誰がその調査を担うのかということを知りたいんです。

それと、1万1,510円という金額が歳入されておりますけれども、これは実際に調査にかかったお金金額がこの金額と捉えていいのかなのか。そのあたりについてお聞きをしたいと思います。お願いします。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 説明不足で申しわけございません。生活支援ハウス、委員ご指摘のとおり20

人定員なのですが、1室緊急用にあげております。1室は緊急用として従来どおり確保しております。

門前保健センター所長 中原委員のご指摘どおり、試行調査は、施すではなくて、試験の試という字です。申し訳ございません。私の認識不足で1年間、この字で頭の中に入れておまして、決算書自体を直せておりませんでしたので、決算書と同等の字にいたしました。この委員会が終わり次第即訂正いたします。

内容につきましては、平成27年度から本来は大阪府が環境省の委託を受けて石綿検診の実施に向けての課題等を検討するという調査となります。

ただ、市町村で実施しております肺がん検診の胸部レントゲンも活用するという形になっておりますので、国で指定した岬町も含め大阪府下11市町が大阪府から再度委託を受けまして実施しているという状態です。

内容は、問診、胸部CT検査、胸部レントゲン検査、結果についての保健指導、こちらのほうは全て町が受け持っております。

ただ、胸部のCT検査につきましては、指定の医療機関で実施ということで、大阪府が指定医療機関に委託をしておりますので、町は案内するという形になっております。委託金の内容ですが、保健師が3名分の保健指導の研修参加費で、その交通費、それから対象者への検診の案内の通知等の役務費となっております。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 17ページの地域児童福祉事業等調査交付金でございますが、この調査につきましては、保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯の状況や認可外保育施設、それから幼稚園型認定こども園等の実態を把握しまして、今後の保育対策の推進に資するための調査ということで、大阪府のほうの実施主体となってしまったものでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 今最後にお答えいただいた実態把握の調査ということですけど、160円ですか。160円な仕事の中身ですか。まあいいですけど。ちょっと金額がすごく少ないので、どういった事業なのかなということもあわせて思いましたので、その地域児童福祉事業等調査交付金ということで、その実態把握の調査というのは具体的にはどのようなことを行うのか、参考までにお聞きをしたいと思います。

それで、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の問題ですけども、今お聞きした範囲においてもですね、これは問診からいろんな検査、検査については指定医療機関で受け

ていただくということですが、その後の保健指導までという、その一貫した事業を岬町が受けると。3名の方が研修に行かれてということではありますが、これはこの事業をやっていくには非常に膨大な事務量ですとか、勉強もかなりされる必要があると思うんですね。

この石綿の問題については、例えば全国的にお医者さんも専門医が非常に少ないとか、課題が大きく残っている問題で、ドクターですらそういう状況であるのに、この金額でそれだけの事業を行うには非常に困難を伴うんじゃないかと思うんですけれど、そのあたりについてはいかがか、お聞きをしておきたいと思います。

それからもう1つ、資料の18ページの款20諸収入の中で、雑入として、地域福祉課の伐採補償料というのがあるんですが、これは何を指しているのかお聞きしたいのと、それからその18ページの一番下の同和更生資金償還金についてもお尋ねをいたします。

昨年度中はこの同和更生資金の償還金としては5,000円のお支払いをいただいたということのようなんですけれど、少し金額が少なくなっているのは、お支払い、お返しいただく金額そのものも自然と減っていくものですから、それに伴うものであるのか。徴収の実態について、この機会にお聞きをしておきたいと思います。お願いします。

奥野委員長 門前課長。

門前保健センター所長 石綿の健康管理に係る調査の件ですが、石綿の検診に向けた調査ということになっております。実際、中原委員のおっしゃられたように、専門医の問題、それから内容的に保健指導といいましても、かなり専門的な知識が必要となってまいります。実際に27年度私たちが実施はいたしました、本当に市町村が担えるものなのかという不安は非常に持っております。

とにかく5年間の試行調査になりますので、とりあえず自分たちが感じている課題を全て大阪府、国のほうに届けていきたいと考えております。

ただ、今の状態では、町がこの試行調査を受けないと、本当に希望される方が受けられなくなりますので受けている状況で、この5年間実施してみる中で、いろんな課題、問題等は大阪府、国に上げていきたいと考えております。

奥野委員長 阪本課長。

阪本地域福祉課長 諸収入の伐採補償料の内容でございます。愛の家の「工房みさき」の敷地につきましては、岬町の所有でございます、この上に、高木等緑化樹が植えられております。その横を関西電力の電線が通っておりまして、昨年にその枝等が電線に絡んでくるとかい

った状況のものについては、関西電力のほうから事前に伐採を申し出ていただきまして、それを伐採するに当たっての補償料ということで収入いただいております。

対象本数は16本ございまして、そのうち1本は老木となっておりますので、もう切り倒しておりますけれども、15本につきましては枝払いということで枝払いをしていただいて、その伐採補償料ということで2万4,300円を収入させていただいたところでございます。

それから、同和更生資金のことでございますけれども、27年度につきましては、残債権が18件ございまして、27年度にも1件分納含めて回収の額は5,000円となっております。その残債のうち分納で納付いただいている方につきましては4万円弱の残額となっているんですけれども、年金生活をされている方ではあるんですけれども、分割して何とか払っていきたいということでお申し出いただいておりますので、できる限り早いうちに回収していきたいと考えております。

そして、17件につきましては、債権回収のほうが難しいような状況ではあります。債務者、保証人等に所在調査並びに財産調査なりをおおむね終了してはいるんですけれども、回収が困難な債権と現在となっております。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 地域児童福祉事業等調査交付金の内容でございますが、今ちょっと手元に資料ないんですが、照会にお答えする、また必要に応じて認定こども園なりに聞き取りするというような簡単な調査やったように記憶しております。また、詳細については、また別途個別にでもご報告させていただきます。

奥野委員長 ほかの方、質問ないですか。

質疑がないようですので、これで歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管の内訳表をあわせてごらんください。

まず、総務費に入ります。決算書54ページから55ページ目の目6交通安全対策事業費、59ページから60ページの目53地方創生総合戦略事業費のうち子育て支援課分として7賃金、11需用費、12役務費、3委託料、20扶助費と、地域福祉課分として負担金補助及び交付金と64ページから65ページの戸籍住民基本台帳費をごらんください。

質疑ございませんか。坂原委員。

坂原委員 決算書60ページの負担金補助及び交付金のところで、地域福祉課の不妊不育治療補助金41万9,717円となっていますが、これの対象者数をお聞きしたいと思います。

それと、何点かあるんですが、あわせて65ページ、節18の備品購入費のところで不用額が多く出ておりますけど、これはどういう内容か。何を買おうとしたのか。どういう理由で必要なくなったのか。この2点をお願いします。

奥野委員長 門前課長。

門前保健センター所長 平成27年度から大阪府が実施する特定不妊治療医療費助成以外の一般不妊不育治療費の医療費助成事業を開始いたしました。27年度の実績といたしまして10人の方が申請されております。うち1組はご夫婦でございます。不育に関しましては対象者はいらっしゃいませんでした。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 65ページの備品購入の不用額ですか。負担金の不用額。備品購入費でよろしかったですか。この備品購入費の1万880円ですね。不用額。

この備品購入費につきましては、住民生活課のほうで使用しておりますシュレッダーとマイナンバー用のファイリングのキャビネットの購入、それとマイナンバーの制度の開始に伴いまして、通知カード、それからマイナンバーカードの裏に転入転出によって住所が、転居によって住所がかわられた方の新しい新住所を裏書き、裏に書く欄がございまして、そこに書き込むシステムの購入費でございます。

不用額につきましては、このシュレッダーとファイリングのキャビネットの購入で9万6,120円と機械器具の6万4,000円ということで、この不用額の1万1,880円は庁用器具費のシュレッダーとキャビネットで生じた不用額でございます。

予算額に計上していた金額よりも安価で購入ができたということでございます。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 不妊治療のほうですけど、不育は対象なかったということですけど、不妊治療に対してですけど、その補助金の周知というのはどういようにされているのでしょうか。

門前保健センター所長 広報ですね。岬だよりに掲載、それと子育て関係の施設にポスターでのPR等しております。それから年度当初に配布します年間の健康づくり予定表にも掲載して周知しております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 少子化が進む中で、特にこの不妊治療に関しても、子どもを望む夫婦にはぜひともこの

制度を使っただいて、1人でも多くの子どもが生まれるように、漏れのないように種々の徹底をお願いしたいと思います。

奥野委員長 ほかの方、ないですか。中原委員。

中原委員 決算書の54ページ、交通安全対策費についてお尋ねをいたします。節14の使用料及び賃借料、駐輪場用地借上料にかかわってお尋ねをいたします。

以前から岬公園駅の大阪側の駐輪場が狭くて歩道にあふれていて危険だということ指摘させていただいておりますが、そのことの対策として何か行われた努力があればお聞きしたいと思います。例えば啓発ですとか、そういったことが行われたのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、節15工事請負費なんですが、これは駐輪場防犯カメラ設置工事と書かれておりますが、予算時はですね、予算の金額としても約180万円ほどが計上されておまして、当時お聞きしたところによりますと、全部で5台の防犯カメラを駐輪場に設置することをお聞きしていたかなと思います。

その予定どおりの執行の金額が34万1,280円という理解でいいのかどうかということをお尋ねしたいのと、それから当時議論していたところですね、プライバシーの配慮への懸念も出されておりましたが、その駐輪場への防犯カメラの設置におけるプライバシーの配慮というのはどのように行われたのか、お聞きしたいと思います。

それから、次の55ページに機械器具費とありまして、支出が102万6,000円とありますけれども、この内容をご説明いただきたいと思います。

それから、この駐輪場の防犯カメラの設置にかかわっては、カメラの設備点検委託料というのも予算のときには計上されていたんですけど、それは特に決算では計上されていないのか、この委託料の中のこの金額がそうですかね。説明、備考のところ特に説明がありませんので、そのお金や事業はどのようになったのか、お尋ねをいたします。お願いします。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 駐輪場の岬公園側のほうの駐輪場のところでございますが、畑山線から上がってくると、右側はかなり自転車をとめて通勤通学に行かれる方がたくさんおられます。以前からもその整理についてご指摘をいただいているということは認識をいたしております。また地元の方も出ていただいて、歩道に置いている自転車を片づけていただいたりということもしていただいております。

私どものほうで、駐輪をしている自転車に、いついつまでにこの撤去がなければ駐輪場から出しますというような張り紙をして撤去の作業をしなければいけないんですけども、それが十分できていなかったということで、駐輪場の中に放置されている自転車もあるかと思えます。

今後計画的に駐輪場の、この駐輪場にかかわらず、他の駐輪場においても、計画的にそういう張り紙を行って、ずっと放置されている自転車については撤去をしていくということで作業を実施していきたいと思っております。

それから、工事請負費の防犯カメラの件でございますが、防犯カメラの設置については、当初工事請負費で計上させていただいておりましたけれども、防犯カメラ自体が備品購入費でございますので、防犯カメラについては、次の節18の備品購入費のところに金額を計上させていただきました。5台分で執行額は102万6,000円。その防犯カメラの設置にあわせて、その防犯カメラ自体が駐輪場にあります照明のポールに添架をすることから、以前から駐輪場の照明の切れているもの、よく地元の方からお電話いただきます。

それをLEDに私どものほうで換えた。この防犯カメラの設置とあわせてですね、それを行ったものですから、工事請負費のほうで支出をした関係上、この備考の欄に防犯カメラの設置工事という項目だけ記載をさせていただいたということでございまして、防犯カメラ自体は備品購入費で設置をいたしております。

プライバシーの配慮ということでございますが、防犯カメラの中にはSDカードというカードが入っております、約1週間ぐらいでずっと書き換わっております。その防犯カメラには鍵がついているのと合わせて、そのSDカードの取り出しにつきましては、リモコンの操作をしなければ取れないような構造になっておりますので、何かの犯罪があったとかというようなとき以外は、それもずっと録画を重ねていっているというような状況で、外には出せない、持ち出せないという構造になっておりますので、そういうことで対策をしているということで考えております。

すみません。1点抜けておりました。防犯カメラのその上の委託料でございますが、当初防犯カメラの設備の点検委託料として計上いたしておりましたが、防犯カメラの設置の時期が遅くなったことによって、この防犯カメラには保証期間というのがございまして、その保証期間で年度末まで賄うことができましたので、新たに設備の点検委託料を支出しなくてもいけるということになりましたので、支出がなかったということでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 今の設備点検委託ですけれど、これはそうしますと、この年度については設置時期の問題で必要ななかったけれど、毎年またずっと発生していくと捉えたらいいんでしょうか。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 本年度以降、その点検委託料を計上いたしております。

奥野委員長 まだありますか。どうぞ。中原委員。

中原委員 すみません。さっきもう1個、駐車場防犯カメラ設置工事の説明のときに、設置をしたのは、防犯灯がつけてあるポールに設置をしたと。その設置の工事費のことをおっしゃっておられたのか、何かそれとあわせて防犯灯のライトも交換したということもおっしゃってたんですけど、その2種類の工事費がここに載っているというように読んでいいのか。もう一度ご説明いただきたいと思います。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 防犯カメラ自体は備品購入費で購入をいたしておりますので、次の節18の備品購入費で計上をいたしております。

その際の照明灯の工事については、工事請負費として、その分のかかった費用について工事請負費で計上させていただいているということで、備考欄の表記が、その防犯カメラの中で行ったものということで、こういうような表記にさせていただいていますので、内容がややこしくなっておりますけれども、防犯カメラは備品購入費で、そのときの照明灯の分については工事請負費ということでご理解いただきたいと思います。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 理解はいたしました。ちょっとこれだけ見ると、非常にそこまでのことはわかりづらいので、また備考欄の表記については工夫をぜひいただきたいなと思います。

それで、お答えいただいていた中で、岬公園駅の駐輪場について、撤去作業について、残念ながら2015年度においては何らかの対策としては行われなかったということのようで、今後また努力されるということも語られましたので、その方向で努力をいただきたいと思います。

撤去のお知らせを張って、かなりの台数を撤去されたことも過去にあったと思うんですが、やはりその後は非常に新たな空間ができますので利用しやすくなると感じましたので、これについては、岬町だけがこんなに一生懸命にやることなのかどうなのかということも少し脳裏にはあるんですけどもね、やはり駅を利用される方々のためのものですから、鉄道会社としてもぜひ力をかしていただきたいなと思うんですけど、この岬公園駅のそ

の大阪側の駐輪場については本格的なことをやはり考えていくということになると、スペースがもう絶対的に足りなくなってくるということではないのかなと思うんですね。

ですので、管理等はしながらも、拡張についても、必要に応じてぜひ検討していただきたいと要望しておきたいと思います。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 今中原さんが駐輪場の問題言っていましたな。駐輪場の問題言ってるけども、結局前から言ってますわな。お客さん乗せるのに、業者が駐輪場を確保すべき問題違うかという話も出てる。オークワさんでも駐車場用意している。南海さんも電車に乗ってもらうのにね、やっぱり駐輪場の整備とか、そんなのすべきと思うんやけども、もともと大きい話やったら岬公園の駅前開発という古い話があるんですわ。駅前開発について協議しましょうと、あれほど一生懸命言ってるけども、いまだにナシのつぶてで、社会情勢のおり駅前整備は当社としてはいたしかねますて、そんなこと言う。

都市公園つくるときに、条件として駅前整備もやりますよというお話でずっと今日まで来ているんです。ですから、駅前整備というのもしない、あかんべするならね、やはり駐輪場も整備せんと、お客さん乗せて営業してるんやから、岬町の6つの駅にそういう駐輪場の補助金出せとか、大手がそういう細かい話をするのもいかなものかなと思うんでね、やっぱりこれはきつく申し入れてね、やはり防犯灯なり、いろんなそういうお客さんのための駅前整備ね、電車に乗りやすい駅をつくるという考え方持ってもらわんと、黙っておったら向こうは海岸線みたいに、うちの土地の木は木やけども、道路に面しているから道路の管理者が木を切れとかね、そういうへたくれを言ってるくるからね、やっぱり言う口を持って言わんとだめですよ。

南海さんいうのはそういうとこやから、弁護士立ててね、法的根拠で道路の管理者がこんな道路整備せなあかんのやと。おのれとこの崖の木やないかと。ね、それはおのれとこの財産やないかと。それを何で町が町道通っているからいうて、そういうことをね、したもんやから、やっぱり遠慮せんと担当課も窓口も、なるならんは別としていろんな嫌みなりいろいろ言うべきと思うんですわ。黙っておったらね、こういう問題、駐輪場の問題とか、いろいろ困窮しますので、その点機会があったら申し入れてくださいよ。またお尋ねしますから。

そういうことで、それは言ってますじゃあかんよ。やっぱりそういう具合にうちも駐輪場6つの駅のあの補助金も出してるんやから、お金を出したらやっぱり口も出してもら

わんと、そういうことを申し入れておきます。えらい関連で悪いです。

奥野委員長 要望をお願いします。ほかございませんか。出口委員。

出口委員 今、中原委員、田島委員の関連ですけども、これ深日町の高架下も一応もうちゃんと契約された駐輪場でございますか。どうですか。今波戸元課長うなずいてますけども、その中でね、先ほども駐輪場の整備もしないといけなし、管理もせないかんという回答でしたけども、特にいつも感じるのが、よく深日町へ自転車を置いて電車で大阪へ行きますけども、深日町の駅の高架下が3つのトンネルがありますわね。駅につながる箇所はちゃんと駐輪場として稼働しているんですけども、あとの奥の2つの箇所ですわ、これがね、5年6年前からね、自転車の死体置き場ですわ。もうほんとにもう見るも無残ですわ。

サドルのないものから始まって、タイヤのないものから、もうその2カ所はもう全然稼働できてないですわ。その辺をね、もう少し今たまたまそういう話出ましたので、ちょっとまあ行政のほうも至急に何とかしていただいて、ちゃんと自転車が置けるように、せっかく仕切り、家賃を出しているんやからね、ちょっとその辺、検討願いたいと思います。

奥野委員長 答弁はないですか。ほかの方、中原委員。

中原委員 決算書の60ページ、地方創生総合戦略事業費の節19負担金補助及び交付金のところで、先ほど坂原委員のほうからも不妊不育治療の補助金について質疑があったところあります。

この地方創生総合戦略事業費については、9月7日の本会議場で資料の提出を求めて、迅速に決算額も含めた資料をいただきました。つくった方は今日この場にはおられないようで、お礼が言えませんが、それも参考にさせていただいて見せていただいておりますが、この事業については一定の成果があるというように見えていいと私は思っています。ですけれど、補助額がですね、5万円までが上限、1回5万円までという上限が課されているわけなんですわ。

ですので、これは成果が見られるだけに、この補助金のその助成額をもう少し上乘せし出せるようにしてはどうかなと思うんですが、そのことについての考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、同じく60ページなんですけれど、この節13委託料の子育て支援課乳幼児医療システム改修業務委託料、これはどのシステムを改修したのか、通院の中学生までの改修のことを指しているのか、確認したいと思います。

地方創生総合戦略事業費の中に書かれているということはそういうことでしょうか。ち

よつとこのね、乳幼児医療費の助成は拡充を進めているので非常にいいことなんですけれど、予算の構成上、ちょっと複雑でわかりにくいところがありまして、お尋ねをしております。

それから、節20の扶助費ですけれども、ここに書かれている乳幼児通院医療費、これもここ、この地方創生のところで設けられているということは、これは中学生までに延長した部分にかかわっての医療費と受けとめていいのか。ちょっとその予算書の見方のことをお尋ねしたいと思います。お願いします。

奥野委員長 門前課長。

門前保健センター所長 不妊不育治療助成事業についての助成額ですね。1人5万円、年間。通算6年間というのを打ち出しております。実際この事業はとにかく事業を開始するのにどれぐらいの助成額が要るのかというのが本当に見えなかったというのが現状でして、5万円にするのか10万円にするのか、かなりちょっと悩んだ分もあったんですけど、とりあえず5万円というのを打ち出して、様子を見ながらまた助成額の上乗せというのは検討してまいりたいと思っております。

実際、一般不妊不育につきましては、保険の範囲で治療もできる内容も非常に多うございますので、実際この今回10人の方の申請ございましたが、半分は5万円以下で済んでいる。逆にいいますと半分以上、半分は5万円を超えているというような状況にございますので、今後またその部分について検討してまいりたいと思っております。

奥野委員長 竹下課長。

竹下子育て支援課長 乳幼児医療のシステム改修委託料の件ですけれども、これは委員おっしゃるとおり、中学生の分、中学生まで7月から拡充しましたけれども、その分に伴うシステム改修費でございます。また、扶助費の通院医療費につきましても、中学生分ということでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 先にお答えいただいた不妊不育治療、昨年度中においては、不妊治療の方のみの申請また実施、一定の成果ということでありますけれども、今お答えいただいたとおり、5万円以上かかっている方も半数いるということですので、ぜひ今後、増額を含めた積極的な見直しをお願いしたいなと思います。

それから、乳幼児医療について、非常に岬町としても努力をされて、中学卒業までの拡充を図ってきたというところではありますけれども、今後、この制度のさらなる拡充等に

についてはお考えがあるかないか、お聞きをしたいなと思います。

奥野委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 ただいまご質問ありましたように、この乳幼児医療につきましては、毎年のように拡充を重ねてまいりまして、27年度には中学生、入院通院とも中学生卒業までというところまで拡充をしてまいりました。今ですね、付近といいますか、全国的に見ますと、その一部負担金を免除といいますか、なくしたりという団体も出てきているようでございますが、今後の財政負担についても十分考慮しながら、検討を進めてまいりたいと考えています。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 今、一部負担金の免除、乳幼児医療費の拡充施策の1つですけれども、そういった団体も出てきているということでありましたが、結構多いんですよね。この一部負担金の免除って。よその都道府県ですよ。大阪府下では1回500円というのがよその市町村でもそうなので、余り知られてなかったりする部分もあるんですが、よその都道府県では基本的に無料というね、そういう制度が多いもんですから、免除それから減額も含めてですね、今500円の負担をしていただいていると。それを例えば100円、200円、300円というように負担はわずかでも軽くしていくということもぜひ検討いただきたい。もちろん無料が一番いいと思うんですけれども、と思いますし、あとは対象年齢についても、これは思ったより早いこと言うべきかどうかわかりませんが、中学校卒業まで非常に努力されて、ここまで拡充したなというように私は思ってたけど、周りも物すごい勢いで頑張っているわけなんですね。ですので、これは今度はちょっと対象の年齢を広げるということも視野に入れて検討していく必要があると思いますので、ぜひそのことも含めて、今後前向きに検討いただきたいと要望しておきたいと思います。

奥野委員長 もうないですか。松尾副委員長。

松尾副委員長 60ページの目地方創生総合戦略事業費の中の区分でいうと、19負担金補助及び交付金の中の不用額が550万円程度ございます。地方創生、企画政策ということで、7項目ぐらい上がっているんですけども、何かこう事業がなされなかったものがあったのか。それとも。

奥野委員長 そこ所管じゃなくて。

松尾副委員長 違いましたか。すみません。ごめんなさい。失礼しました。

奥野委員長 ほかないですか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで、総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。決算書72ページから91ページをごらんください。ただし、80ページから81ページの日9文化センター費は、ほかの委員会の所管ですので除きます。質疑ございませんか。田島委員。

田島委員 まだ、やります。

奥野委員長 もうちょっといきましょう。

(「民生費、大分かかりますよ。休憩しよう」の声あり)

奥野委員長 休憩したいですか。お諮りします。休憩の動議が出ましたが、お諮りします。休憩いたしましょうか。

(「休憩」の声あり)

奥野委員長 暫時休憩をいたします。10分間休憩をいたします。

再開は14時30分からです。

(午後2時20分 休憩)

(午後2時30分 再開)

奥野委員長 では、再開いたします。

民生費の質疑を行います。どうぞ、田島委員。

田島委員 余り大きな質問じゃないんですけども、やっぱり小さな質問もたまにはせんと。

この決算書の79ページの健康ふれあいセンター費で、これ修繕料、この部分で不用額も出ているんですけども、この修繕というのはどういう修繕のものか、ちょっと説明お願いしたいと思います。

奥野委員長 阪本課長。

阪本地域福祉課長 田島委員からご質問いただいている件で、健康ふれあいセンターの修繕料ということでございますけども、予算上、指定管理者との協定の中で、10万円以上の修繕につきましては町が負担するということになってございますので、400万円当初予算を見込んでございます。

そのうち修繕料が374万1,768円ということで、昨年度の修繕料ということになってございます。

これ以外に、25年度から実施していただいておりますの更新工事も第3期行っておりまして、それ以外に風呂のろ過機の改修も一部その中で改修させていただいております。

したがいまして、400万の中で不用額が若干ございますけれども、修繕料として計上しておりますので、一部工事というふうな形で施工するものについては、工事費のほうに入れさせていただいております。

そういった関係で、27年度の修繕料につきましては374万1,768円ということで、修繕料に対して不用額ということは若干出ております。

内容につきましては、修繕内容につきましては、ボイラーのモーターの交換、それから一般シャワーの適温給湯ユニットの取りかえ、それからシャワー制御盤の取りかえ、それから浄化槽のポンプの取りかえ、あとプールろ過装置基盤改修、それからプール採暖機の取りかえ、それからシャワートイレを設置しましたので、シャワー部分をトイレに設置しましたので、その部分と含めまして374万1,768円ということになってございます。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 盛りだくさんいろいろやっぱり年数たってきたら、いろいろ傷んできますわな。それは当然修理をしないと運営できませんし、先ほどの説明で10万円以上が町が持つと。10万円以下でしたら指定管理者がするわけですね。

そこでちょっとお尋ねしたいんですけどね、実は私、過日ね、健康ふれあいセンターへある用事で行って、ちょっと疲れておったんで休憩室を利用させていただきました。2つありますわね。大阪寄りとか和歌山寄りに無料の休憩室。ありがたい休憩室あるんでね、ちょっと足を伸ばそうと思って陽だまりの日の当たる暖かいところへ行こうと思ったら、どうもね、畳が目もむいているんですわ。なぜかいうたら、畳の上敷きがめくられて下の繊維が出て、それをまた隠すためにガムテープ張ってそのガムテープを足でこすって、ぐちゃぐちゃにしているんですわ。

私のブログ見てもらったらわかるんですけど、あれ写真で説明しているんですけども、あれは畳かえるの10万円以下で上敷きだけかえたらいける。床はまだわらが見えてましたけども、上敷きで十分いけると思うんですが、これは何も先ほど言った、この大きなあれじゃないので、指定管理者があれ見て、毎日掃除する人も不思議に思えへんのかな、わらがいっぱい出てくるし、そして阪本さんも時たま見に行ってる、休憩室。行ってます。破れてるでしょ。破れてもあれガムテープ張ったん。どうかな。

ということで、指定管理者に注意せなあかんと思う。あんたそこにそういうね、指定管理料払っているんやから、何でこんな畳、修理せえへんねって怒らないかんと思うんですわ。指定管理者もいいかげんな管理者やね。

畳の表がえやったら町内でも畳業者何軒かあると思うんですわ。せめてあれガムテープ張らんとね、もうこれ平成7年か8年にオープンした建物ですわ。恐らく立派なね、もう艶が出てね、茶色にね、立派な畳ですわ、全部。しかし、立派過ぎてまた片隅のは目向いているんです、畳が。畳の目で昔言うけどね、その目が向いてしてもてね、めくれていますね。それどうですか。指定管理者どんな気持ちでその運営しているのかなど。これ大阪市内から休憩に来た人びっくりするで。こんなん、きょうび牛小屋でもこんな畳敷いてないぞと。それ恥ずかしいと思うんです。

今度、健康祭りするとき、そこへまたじいちゃんばあちゃん座ると思うんですわ。できたら間に合わなかったら、もうガムテープで隠すようにせなあかんね。しょっちゅう修理せなあかんと思う。それ一度、指定管理者にどうですか。もう早急に注意して、そんな破れた畳に休憩無料やからいうて、そこで休憩させるって、たまったもんやない。やっぱり町内はいいけど、町外の人に言われたら恥ずかしいで。どうですか。いつごろかえますか、畳。

奥野委員長 阪本課長。

阪本地域福祉課長 ご指摘の畳の件ですけども、先般私も直接現場確認しまして、今余りにもみすぼらしい状況ですので、畳のようなラグをちょっと、囲碁とか将棋をされているコーナーございますので、そちらのほうで敷かせていただいた上にラグを敷いて、どうせ椅子を使いますもんで、畳が傷みやすいということで、その上にとりあえずラグを乗せさせていたっているような状況でございます。

ご指摘いただいているように、非常にみすぼらしい状況ではありますので、今後そういうことのないように、指定管理者のほうにも十分その辺の指導をしていきたいというように考えています。

また、定期的には見にいっておりましたんですけど、ちょっと目の行き届かんとところで大変ご迷惑をかけました。皆様が快くご利用できるように、今後とも気を配っていきたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 ということで、健康祭りまでにぜひともかえてみてね、でないと、やっぱり祭りでイベントするときにあの畳じゃ、ちょっと健康どころか、施設が不健康な具合になりますので、一つ要望しておきますよ。

奥野委員長 ほかの方。坂原委員。

坂原委員 75ページなんですけど、一番下のところで、障害者医療費国庫負担金返還金として、429万数千円ありますけど、これは国庫負担金の返還ということですから、返したとなると思うんですけど、多額の金額ですけど、これ何か事情があって返すのか、その内容をお聞きしたいと思います。

それから、80ページ、節18の備品購入費ですね。これは予算で24万円上がっているんですが、そのまま不用額として24万円上がっています。備考欄が空白になっているので、これは何を買う予定だったのが、どういう理由で要らなくなったのか、お聞きしたいと思います。

もう1点だけ、すみません。これは90ページなんですけど、これも節18の備品購入費のところ、機械器具、庁用器具、公用車とありますけど、この機械器具費、ちょっと値段が張ってますけど、これは何を買ったのか。その内容についてご説明をお願いしたいと思います。以上お願いします。

奥野委員長 阪本課長。

阪本地域福祉課長 償還金利子及び割引料ということで、障害者医療費の国庫返還金でございますが、こちらにつきましては、前年度の補助金の事業確定に伴う返還金でございます。国庫の2分の1の分の返還ということでございます。

今回の補正予算の冒頭でも返還金等の補正予算を組んでいただいておりますけれども、そういった形で翌年度精算した分の返還金ということでございます。

したがって、平成26年度の事業確定に伴う返還金を平成27年度予算で計上して、返還したということでございます。

それから、80ページの備品購入費の24万円の不用額ということでございますが、当初カラオケのアンプ及びワイヤレスマイク、マイクレシーバー等を購入予定で計上させていただいていたんですけども、こちら指定管理者の好意によりまして、既に設置いただきましたもので、実際、執行に当たらず、不用額として計上しております。

竹下子育て支援課長 90ページの子育て支援センター費の備品購入費でございますが、まず機械器具費につきましては、主なものとしましては、遊戯室のエアコンでございます。これが約375万円。それから2階の離乳食室の改修に伴いますエアコンが約23万5,000円となっております。

それから、庁用器具費については、これも深日保育所併設に伴う子育て支援センターの2階の離乳室の改修工事を行いました。それに伴います、コンロ約14万9,000円、

ほか調理器具費、食器類等々でございます。

それから、公用車の購入費につきましても、深日保育所への配送ということで、軽4の保冷配送車1台分でございます。

奥野委員長 坂原委員、最初の答弁である内容でいいんですか、もう少し。坂原委員。

坂原委員 1つ目の質問で、障害者医療費国庫負担金返還金のところで、要はこれは使わなかったから返還するというのでいいんでしょうかね。前年度から比べても、その使った分が少なかったから余った分を返すという理解でいいんでしょうか。もうちょっとお願いします。

奥野委員長 阪本課長。

阪本地域福祉課長 国庫補助につきましては、補助金の見込みで申請等補助金申請等するわけですが、委員ご指摘のとおり、医療費が想定よりも抑えられたというか、安く済んだということでの精算ということになります。

奥野委員長 よろしいですか。ほかの方。中原委員。

中原委員 決算書の72ページから民生費が始まってまして、どこにかかわるということではないんですが、主に地域福祉課のかかわりで、いろんな障害をお持ちの方を対象にしたいろんな制度というのはありますけれども、窓口に座っておられたり、あとは、いろんな相談を受けられたりしていると思うんですけれども、その中で、特別障害者手当という制度が大阪府を通じて実施ということだったかなと思いますけれども、そういう制度などがあるんですけれども、特別障害者手当の内容がどんなものか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、74ページの負担金補助及び交付金の中で、下のほうになるんですが、広域福祉共同処理事務事業負担金、これについてお尋ねをしたいと思います。

以前も歳入と歳出と差額の3種類を年次的にお聞きをしたことがあるんですけれども、この事業にかかわっての歳入、歳出、差額、2014年度と2015年度の金額をお示しいただきたいと思います。

まずは、その二つをお願いしましょうかね。

奥野委員長 答弁をお願いします。

阪本地域福祉課長 地域福祉課、阪本です。

特別障害者手当につきまして資料を持ち合わせてございませんので、後ほど報告させていただきます。

広域福祉課の決算額でよろしかったでしょうか。

27年、26年ですけども、27年度はお手元のとおおり、611万3,981円でございます。

いまして、平成26年度決算額につきましては468万5,328円ということでございます。増減が144万8,653円の27年度が増額ということになってございます。

増額の内容が何かですか。

中原委員 再度お聞きいたします。

今、該当する箇所を確認できるのは広域福祉共同処理事務事業の負担金ということで、金額も歳出金額ということで今お答えをいただきました。

2014年度、平成でいいますと26年度の歳出、それから26・27年度の歳入、それからその年度の差額じゃなくて、歳入と歳出の差額を知りたいんです。また、後でもいいですよ、調べていただいて。桁も大きいので、調べて。

奥野委員長 じゃあ、後ほどの答弁でお願いいたします。

その間に、ほかありますか。

はい、お願いします。

中原委員 決算書の79ページから80ページにかけて、健康ふれあいセンター費にかかわって質問させていただきます。

健康ふれあいセンターの運営については、この決算年度から株式会社明治スポーツプラザが指定管理者ということで運営が変わったというか、担う事業者が変わったということで、変更にあたっては少し混乱もあったかなと思いますけれども、落ち着いてきているところなのかなと思っています。この施設の維持管理にかかわって、チラーの改修の事業ですね、これは年次的に計画もされ、金額も大きな金額を投じながら完了されたということを確認したところであります。

それで、この健康ふれあいセンターの中ではいろいろなレッスンをやっているわけですが、レッスンの時間とバスの時刻がうまく合わないという問題がありまして、これは、2015年の予算審議のときにもその問題が挙がっているんですね。そのときに住民生活課とも協議をして調整するというようになっていたようでありますから、そのあたりの協議の結果、また調整等で何か努力なされたことがあったらお聞きをしたいなと思います。

それから、利用者数を確認させていただきたいと思うんですが、お風呂とプールの利用者をお聞きしたいと思います。年度については、2014年と2015年、この2カ年のお風呂とプールの利用者数をお答えください。

お願いいたします。

奥野委員長 阪本課長。

阪本地域福祉課長 ピアツツァ5のレッスン時間とバスの時間が合わないということをご指摘いただき、その後どうなったかということなんですけれども、現在、ピアツツァ5のほうもバスの時間に合わせられるようなスケジュールを10月から検討しておりまして、バスの担当課であります住民生活課のほうにスケジュールも一応ご提示させていただいて、できる限り調整できる範囲内で調整していきたいと、こういうように考えております。

ピアツツァ5のほうもレッスンのスタートを10月からは10時30分からのスタートということで、帯で大体1週間通して10時半スタートというようなスケジュールを今、組まれている状況でございます。

それから、お風呂とプールの利用者数ですが、平成26年のお風呂の利用者数は4万7,600名、平成27年の風呂の利用者数は4万7,601名ということで、対前年比1名増ということになっています。

プールにつきましては、平成26年度2万3,848名、それから27年度につきましては2万2,735名ということで、マイナス1,113名ということになってございます。

参考までに、プールの25年度と26年度の利用者数につきましての差額はマイナス2,253名だったんですが、ここで若干、利用者数の減少にちょっと食いとめられたのかなというような印象を持っております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 レッスンの時間にバスが合わないという声に対しては、ピアツツァ5の指定管理者ともよく恐らく協議をいただいたところと思いますし、バスに合うように変えていくということで調整をいただいたところというふうに評価したいと思います。

それで、利用者数についてですが、プールの利用者が2013年度から2014年度にかけてが少し減少幅が大きかった。その減少幅ほどでもないけれども、2015年度も少し減ってしまったというところかなと思います。

プールの利用については、その前までの時期ですね、特に2011年度から2013年度については2,600人台を維持しているようでして、ここに早く回復ができればいいなど。また、いろいろ工夫をしていっていただきたいと思います。

それで、お風呂のほうは、2014年度と2015年度については、ほぼ同数ということでありましたけれども、お風呂については、入浴時間を一時短縮されていたわけですが、新しい事業者にかかわって、この会計年度の10月からでしたか、また入浴時間を拡充して、

減少傾向に歯どめをかけようという努力をなさってきたと思いますので、今の時点で歯どめがかけられたのかどうかということはこの数字だけでは判断しにくいと思いますから、利用者数については引き続き見守りたいと思いますけれども、利用者に喜んでいただける事業の展開を引き続き努力をいただきたいと思いますし、そのための町の努力も惜しまないようにと要望しておきたいと思います。

ピアツァ5についてはいいです。

もうちょっと聞いておいてもいいですか、ほかのこと、民生費の中で。

簡単なことを聞きます。

決算書の88ページですが、目6乳幼児医療助成費の扶助費の確認なんですけれど、ここは乳幼児医療の通院医療費と入院医療費の二つが計上されておりますが、ここに書かれているものは、先ほど確認をした地方創生の予算を持って支出するものではないものがここに書かれていると受けとめたらいいんでしょうか。

「うんうん」と言っておられるので、わかりました。そのように理解したいと思います。

この年度はこの医療費がすごくわかりにくいんですね。また、詳しく別の機会にきちんと聞いておきたいと思います。確認させていただきました。

奥野委員長 阪本課長、先ほどの答弁のしていない部分、できますか。

古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 中原委員の広域福祉課の部分ですが、広域福祉課につきましては一定の負担をして、それに基づいて大阪府から権限移譲の交付金を受けているということでございます。

その差額ということで、いわゆる一般財源の部分をおたずねと思いますが、26年度の決算では189万7,328円、これは差額の部分でございます。そして、27年度が272万2,981円ということで、約80数万円増加をいたしておりますが、この部分につきましては、介護保険の指定管理業務のシステムでありますとか、障がい者のサービスのシステムの保守、あるいは改修費が増加の要因となっております。

奥野委員長 阪本課長。

阪本地域福祉課長 特別障害者手当の件ですけども、内容としましては、20歳以上の重度の障害の状態にあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な障害をお持ちの方に支給される手当でございます。手当額としましては月額2万6,830円ということで、年4回に分けて支給されるということでございます。

こちらの手続を町の障害担当窓口で受けさせていただきまして、大阪府に進達するというような形になってございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 特別障害者手当のことをお尋ねして、今、お答えをいただいたんですけども、私はどうしてこのことを聞いたのかということですけどもね、窓口いろんなケースの方がご相談におみえになると思いますけれど、その方によって本人は使う権利のある制度を知らなくて来られている、またお過ごしになっているというケースがままあるんじゃないかなと思うんですね。本人は、相談に来たときは、例えばですよ、この特別障害者手当の申請をしようと思って来たんじゃないけれど、実はその制度を利用することができる。でも、本人はその制度を知らない。そういうときに、きちんと役場が、もしかしたら当てはまっているかもしれませんよ、こういう制度がありますよっていう周知だとか紹介をぜひそこまでしていただきたいと思って、一例として、この手当についてお聞きをさせていただきました。

利用できる細かい制度っていろいろあるんですね。町が直接この制度を設けているわけではないし、ほかの制度においても町が直接実施していない事業も多いものですから、全て把握しろっていうのは難しい問題だと思いますけれども、やはり何らかの生活の上での困難さを抱えている方々が相談におみえになるわけですから、ぜひ、いろんな制度の紹介も今後積極的にしていただきたいなと思って、今回、あえて取り上げさせていただきましたので、今後努力をいただきたいと思います。

それから、広域福祉共同処理事務事業のことですが、金額については増減があるようですけど、2014年度と2015年度を比べると、金額としては80数万円ほど増加したと。

この件についてはここでやりとりは避けますけれど、過去にも、古橋部長だったと思いますが、お相手は、お話しさせていただいたことがありますから、あえてそれを繰り返すということはいたしません。もともとは、本来、大阪府が責任を持ってやっていた事業でして、大阪版の地方分権という言葉を使って聞こえはいいんですが、結局は大阪府が責任を持ってやっていた。それも専門的な事業を地域に押しつけて、地方としてはお金も負担しなければいけない分が出てくるということで、これは私、非常に不服に感じているんですよ。

ただ、担当課としては、特にそのことに対して、府に対して物を申すという姿勢は過去

には感じられませんでしたし、なかなか立場上、そこまで言うのは難しい事柄でしょうけれども、府と話をする機会があればですね、この広域処理事業がどんどん増えていくというようなことがせめてないようにしていただきたいというのは、この場で申し上げておきたいとは思っています。意見にとどめたいと思います。

私、この範囲ではこれだけです。

奥野委員長 民生費は終わりですか。

中原委員 多分。

奥野委員長 ほかの方、ないですか。

これで民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

決算書91ページから102ページをごらんください。ただし、93ページの28繰出金の水道事業会計繰出金と94ページの19負担金補助及び交付金にかかわるものはほかの委員会の所管ですので、除きます。

次、どうぞ、田島委員。

田島委員 小さいことで悪いんですけども、予算書94ページの工事請負の防犯灯の設置工事の部分ですけども、この防犯灯という部分について、工事請負の部分を知っているんじゃないんです。防犯灯の設置はどういうシステムを通して設置しているのか。俗にカーブミラーでも同じことですね。実は私、過去に防犯灯の設置を担当課に申し入れたわけですね。そしたら、本来、自治区長に言って要望書を上げてもらってくださいと。いつの時代にも自治区長がそういう権限を持っているのかな。

昔、古い話ですけどね、淡輪地区の何々山という有名な山のところへ、ある議員が防犯灯を何十基とつけたんですわ。ああいう時代も懐かしいなと。しかし、今、私は、防犯灯を要望したら、これは区長からの要望で、区長はそんな仕事、権限移譲、どなたがやったのかな。それをまず教えてください。議員ではあかんらしいです。

古橋しあわせ創造部長 ここに設けています防犯灯でございますが、この防犯灯につきましては町道になってますが、淡輪火葬場への進入路に設置をしたもので、しあわせ創造部の所管として、防犯灯を以前から要望のあった部分について整備をさせていただいたというものでございます。

田島委員 過日の事業委員会で聞いておけばいいことを、私もやっぱりたまには失敗しますので、やっぱり事業委員ですので、委員長報告で質疑できへんもんな。次回のときにまた聞きま

すので、委員長、そうします。

とりあえず、これは所管違いでえらい迷惑をかけました。

ほかの方、どうぞ。

坂原委員 93ページなんですけど、一番上のところで、泉州広域母子医療センター運営事業負担金として212万7,000円になっております。前年度よりもかなり高額になっているんですけど、この負担金が増えたのはなぜか。その計算方法で何かあってしているのかという、それがまず1点と、あと、1、2点お願いします。

95ページなんですけど、95ページの節13の委託料です。ここで深日墓地改修工事設計業務委託料が上がっています。また、その下で、深日火葬場ダイオキシン等調査分析業務委託料になってます。これは本年度に深日の墓地の解体工事で委託料が上がってまじけど、これと連動している分になっているとして、そう考えていいんでしょうか。その解体ですが、解体作業は今どの辺まで進んでいるのか、あわせて答弁をお願いします。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 深日火葬場の解体に当たりまして、27年度でダイオキシンとアスベストの調査を行ったものが解体に伴うダイオキシンの調査の分でございます。

今年度の28年度におきまして、深日火葬場の解体工事の設計委託料を計上いたしておりまして、過日入札を行い、業者が決定をして、現在、現場の状況を図面に落としたりという解体の設計額の作業に入っております。解体につきましては、一応、来年度の予定をいたしております。

奥野委員長 門前課長。

門前保健センター所長 泉州広域母子医療センター運営事業負担金についてですが、この母子医療センターは、貝塚市以南4市3町で、泉州地域における周産期医療の提供体制を確保するために臨空総合医療センターに分娩を扱う周産期センターを、市立貝塚病院に婦人科医療センターを整備運営し、4市3町が協力して分担金を負担することにより、住民に適切な保健サービスを提供するという目的で実施しています。

分娩取り扱い医療機関や産婦人科の救急医療機関等の減少によりまして、周産期緊急医療体制に参画している医療機関に負担が集中するということで、体制維持が今後困難になるであろうというリスクもありまして、りんくう医療センターのほうに受け入れ態勢の確保、医師の勤務環境の改善、あと、専門師取得の促進などの促進などを支援しているというような内容でございます。

負担率につきましては、人口割が10%、実績割が90%という形で計算されております。

まず、当該年度の実績見込額に加え各年度の決算により生じた精算額は、翌々年度に持ち越されるという形になりますので、当該年度の見込額と2年前の精算額が計算されてこの金額となっております。

金額が上がっております理由として、岬町もちろんなのですが、泉州地域自体の出生が非常に少なくなっております。このセンターの分娩実績ですが、平成25年度が全体で888件、うち岬町7件、26年度が921件、うち岬町10件、27年度が856件、うち岬町8件と、以前は1,000件を超えていたのですが、非常に出生数も減ってきています。ただ、体制としては、そのままの状態をきっちり確保しないといけませんので、負担金は上がってきています。

奥野委員長 では、どうぞ、中原委員。

中原委員 決算書の92ページの節13委託料の中で、妊婦一般健康診査委託料という項目がありまして、本会議場での説明であったか、妊婦検診を受けられる方に歯科検診も受けていただけるように拡充したというようなことが報告されていたかなと思いますが、その歯科検診についてもこの予算に含まれると捉えていいのかどうか、確認をさせていただきます。

それから、94ページの環境衛生費の節7賃金の臨時職員賃金にかかわってお尋ねをいたします。

ここに書かれている臨時職員の賃金、また臨時職員の方のお仕事の内容ということでいますと、草刈りをしていただく方と、それから事務にかかわる方という臨時職員の賃金が設けられていると思うんですけど、特に草刈りですね、町内のあっちこっちから草刈りの依頼は発生してくるんじゃないかなと思ってまして、この人員で足りるのだろうかという素朴な疑問を持っておりますので、足りているかどうか現状ですね、あっちこっちから寄せられる要望等に十分応え切れているのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、95ページ。これは94ページから火葬場費が95ページにかけて記載されているんですけども、深日墓地のことで、以前からいろんな機会にお尋ねをし、私以外の議員さんからもご指摘や質問があったところですが、深日墓地の問題で、境界の確定が難しいとか、ちょっと懸案事項があったと思いますけれども、そのあたりの進捗がもしあるようであれば、この機会にお聞きをしておきたいと思います。

お願いします。

奥野委員長 門前課長。

門前保健センター所長 妊婦一般健康診査委託料につきましては、中原委員のおっしゃるとおり、平成27年度から新たに実施しております妊婦歯科検診事業の委託料も含まれております。

ただ、歯科につきましては非常に意識が低いという現状もございまして、実際、107人の方にこの受診券をお渡しはしていますが、指定医療機関で受けられた方が15名、それから指定医療機関外で受けられて、後で償還払いでお返しした方が3名、計18人の受診という現状です。歯科のほうの意識啓発もしていけないといけないと考えております。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 この関係整備の賃金でございますが、委員おっしゃるとおり、草刈りであったり、それからイベント準備のお手伝いであったりということで臨時職員が2名、それと住民生活課の生活環境係の事務補助1名という3名の分の賃金でございます。

草刈りにつきましては各施設の所管、例えば、児童遊園であれば子育て支援課、道路であれば土木というところで、土木のほうにも草刈りの臨時の職員がおられます。住民さんの要望で施設の草刈りであったり、あるいは道路の草刈りであったり、水路の掃除であったりというような要望もございまして、それをそれぞれのお手伝いをしながら何とかこなしてはおりますけれども、5月とか集中するものですから、そのときになかなかすぐにはできないといったこともございますけれども、各所管のところにいる臨時職員も含めて、皆で実際対処しておりますので、全然不足という、現状ではそういう状態ではないと思っておりますけれども、なかなか住民さんの要望で早急にとすることはできないということもあるのは現実でございます。

深日墓地につきましては、国道側の法面、それから岬石油から墓地に入ってくるころの左側の法面、それと旧の深日の火葬場に行く進入路の舗装、これも3月でしたか、ご指摘をいただいております。現在、土木のほうとも現場を視察して、その事業費がどれぐらいくかるのかという試算、それと境界の確定について既明示の確認を行い、どういう明示が必要であるのか、また用地の確保も必要な箇所もございまして、その辺の分筆の作業であったりということで、計画的に今年度どこをやるというような計画を立てながら、進めているというところでございまして、事業費の試算を行っているというところでございます。

奥野委員長 よろしいですか、中原委員。

中原委員 妊婦の歯科検診については、受診者自体は少なかったようですけれども、妊娠期間とい

うのはいろんなところに体の負担といいますか影響があらわれますので、少しずつでもサービスを広げる、拡充をするということはいいいことだと思います。

今後、さらなる周知を図りながら受診者を増やす努力についても語られたところでありますので、その努力を続けていただきたいと思います。

それから、深日の墓地のことなんですが、進入路のことについては一定の努力が図られているようでありませけれども、最終的な解決までまだ何年かかかるという感じの印象を受けたんですが、年次的な計画を持ってという感じのお答えもいただきましたので、この期間にこれをやって、翌年度にこれをやってというところまでの詳細なスケジュールまでお持ちなんでしょうか。進め方についてお聞きをしておきたいと思います。

波戸元住民生活課長 進入路の地番が複雑だというようなことを最初感じてたんですけれども、実際、既明示を確認してですね、過去に明示をしたものがございますので、あと、その明示をもとに進入路の用地が個人の用地もありますし、その交渉というのもございますけれども、当初思っていた以上の複雑なことではないのかなという印象を持っておりまして、総事業費と合わせて工事ができるのかなと思っているんですけれども、計画的には何年にここをやって、何年にここをやってというようなことは、きちっとしたものではないにしろ、何らかの計画は立てれるかと考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 まだ年次的な計画までは見えていないというところだと思いますが、早期の解決を目指して努力をしていただきたいと思います。

決算書の100ページの節13委託料の中で、これはごみにかかわる委託料がずらっと並んでいるわけなんですけど、ごみの排出量についてお尋ねしたいと思います。

ごみの種類ごとの排出量の増減、この場では傾向についてだけで結構ですので、可燃ごみはどういう傾向にあるか、リサイクルのごみについてはそれぞれどういう傾向にあるかということをお尋ねしておきたいと思います。

それから、ごみにかかわってはどこに設けられていたかがわからないんですけど、審議会がありましたね。当該年度においても会議が恐らく実施されなかったんだったと思いますので、不用額ということで計上されているんだったかなと。

93ページの一番下の報酬、これは廃棄物の審議会が開催された際に報酬を支払うために計上していたものとお見受けしますが、不用額ということで特に支出はなかったようであります。特に必要ない場合は、あえて審議会を開催する必要はもろくないと思うんで

すけれど、前の歳入のところで申し上げました、例えば、事業系のごみをどうしていくのかといった問題ですね。今後のごみ行政そのものについても一定の考察が必要になってくる時期もあるのかなと思いますので、その廃棄物の審議会についても必要に応じて開催されるようにと。また、開催されるときには、ぜひ内容についても確認をさせていただきたいと思いますので、開催する必要がない期間が何年も続いているようでありますから、また開催されるときはぜひご通知もいただきたいなど。時間の関係もありますので、この場ではその程度にとどめたいと思いますが、ごみ量について、傾向のみ簡単にご説明をいただきたいと思います。

奥野委員長 波戸元課長。

波戸元住民生活課長 平成27年度の大きく可燃ごみと粗大ごみ、それと資源ごみというように三つに分けて数字を申し上げたいと思います。

平成27年度につきましては、泉南清掃への搬入量がございましたので、それを含めた形で数字を申し上げたいと思います。

まず、可燃ごみでは4,484トンでございました。粗大ごみが239トン、資源ごみが382トンという状況でして、対前年度では、可燃ごみがマイナスの25トン、粗大ごみではプラスの14トン、資源ごみではマイナスの16トンというような状況でございました。

8月までのごみの排出量を参考に、平成28年度の見込みといたしますか、計算をしてみますと、可燃ごみでは約4%ぐらい下がるであろうと。粗大ごみでは、6%ぐらい増加するであろう。資源ごみでは7%ぐらいの下がりであろうというような傾向でございます。資源ごみにつきましては、ペットボトル、プラスチックごみというのが若干減少をしてくているという状況でございます。

奥野委員長 ほかがございませんね。

これで衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

決算書の116ページから117ページの目1都市計画総務費のうち住民生活課分として、8報償費、9旅費、11需用費、12役務費、13委託料、18備品購入費、19負担金補助及び交付金、27公課費に係るものをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑ないようですので、これで土木費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

どちらですか、賛成ですか。

反対の方、いらっしゃいませんね。

では、賛成の討論、中原委員。

中原委員 全面的な賛成というわけではありませんが、本委員会所管の事業については、乳幼児医療費の拡充、また先ほど申し上げましたが、健康ふれあいセンターの大規模年次的な改修も行ってこれ、支援センターの遊戯室についても、設置についてはさまざまな設置上の調査研究等も必要であったようで、広い部屋でありますから財政的な負担もあったところでもありますけれども、努力なされたということが確認されたところでもありますので、賛同したいと思います。

奥野委員長 ほかに討論の方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第58号「平成27年度岬町一般会計決算認定の件」のうち本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第58号のうち本委員会に付託された案件は、認定することに決定しました。

議案第59号「平成27年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」を議題とします。本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 決算書145ページから173ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 当該年度における1人当たりの年間平均保険料を確認させていただきたいと思います。

それから、決算書の154ページに特定健診等負担金という項目がありまして、受診率についても確認をさせていただきたいと思います。

受診率については、2013、2014、2015年度の3カ年についてお聞きしたいと思います。

それから、決算書の170ページの保健事業費の中で、節19負担金補助及び交付金のところに人間ドックの負担金とありますが、受診者数を確認させていただきたいと思います。これについては、2015年度のみについて結構ですので、お聞かせください。お願いします。

奥野委員長 松本課長。

松本保険年金課長 先ほどのご質問の件ですが、平成27年度の1人当たりの賦課総額ですが、お一人当たりについて年間保険料8万9,295円になります。

次に、特定健診の受診率ですが、2013年が受診率20.9%、2014年が22.1%、2015年については現在作業中ですが、おおよその見込みで大体22.2%前後かと思われます。

あと、人間ドックの受診者数ですが、平成27年度につきましては、人間ドックの受診者は70名、脳ドックにつきましては19名になっております。

奥野委員長 よろしいですか、中原委員。

中原委員 特定健康診査の受診率ですが、これは一時に比べると20%台の前半を何とか維持しているということで、これは評価すべきことではないかと私は見ているんです。

その前の時期、2011年度ぐらいまでかなと思いますが、なかなか20%というのは難しい状態が続いておりまして、さまざまな努力によって20%の前半、何とか向上させているところだと思いますが、これは取り組まれたこととして、アンケートに以前取り組まれたかなと思いますけれど、やはりそれが一つの鍵になっているのでしょうか。それとも、それぞれの病院のお医者さんなんかがお勧めしていただいたりすると率が上がるのかなというようにどこでも言われているんですがね、アンケート以外の何か努力もなさってのことなのか、参考までにお尋ねをしたいと思います。

この数はね、府下よそと比べたら決して高くはないんですけど、岬町という地域柄、さまざまな条件、医療機関の配置等を見ますと、この22%台というのは非常に頑張っ

いる数ではないかなというように私は思っています。ただ、これはもっと増やしていかないといけないものでもありますので、これまでこの数を出してきた努力、そしてまた今後さらにこの数を増やしていくための何か施策等もありましたらお聞きしたいと思います。

それから、人間ドックについては、人間ドック、脳ドック、特に人間ドックの受診者が少し減っているなという印象を受けておりますが、上限の補助額は2万7,000円のままを維持したと受けとめていいのでしょうか。お願いします。

奥野委員長 松本課長。

松本保険年金課長 特定健診の受診率のお話ですが、確かに過去に未受診の方に対してアンケートをさせていただいた結果ですね、現在もう既に通院をしているからというのが大半で、次に、自分自身の健康意識が非常に高いという方が非常に多いという結果が出ております。この内容を踏まえまして、町内の医師会の方々と連携を図って、積極的に受診勧奨を進めていくとともに、一昨年から一応、現在で、今の制度に変わってから特定健診を受診されたことのない方に対して、全員が全員というのうちのほうも手が回らなくて申しわけないところなんですけど、受診勧奨ということで、実際うちがやっている特定健診の内容に関するダイレクトメールの送付を始めております。これによって、受けるのを忘れていたとか、受診の仕方がわからなかったので確認ができたという形で実際に受診につながった方もいらっしゃいます。

今後ですけれども、今後も同様の内容でもっと積極的に受診勧奨を進めていきたいと考えております。

次に、人間ドックの上限ですが、おっしゃっていただいたように、上限2万7,000円に変更はしておりません。

奥野委員長 よろしいですか。ほかの方はいらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか。反対の方いらっしゃいませんね。

では、賛成討論、中原委員、お願いします。

中原委員 先ほどの質疑で確認させていただいたところ、当該年度においての1人当たり年間平均賦課額保険料について、昨年度までのところでも徐々に減らしてきていたんですが、それ

をさらに減らすということが実現されたようでありまして、これは加入者の皆さんに喜ばれる結果だろうと思います。

それから、受診率についても努力をされてきた結果が少しずつあらわれてきていると。さらに今後も努力を続けていただけるようでありますから、その方向でぜひご尽力いただきたいと。そのことによって早期発見、早期治療、また医療費の抑制につながるように努力をいただきたいと申し上げたいと思います。

残念なのは、人間ドックの補助の上限額が繰り返し求めておりますが、2万7,000円のままということで維持されたことは残念なところではありますけれども、加入者の最大の要望でありますのは保険料の減額というところでありましようから、それについては努力が払われたということの評価して、賛同したいと思います。

奥野委員長 ほか、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで質疑を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第59号「平成27年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第59号は、本委員会において認定することに決定しました。

議案第60号「平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 決算書174ページから182ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成討論。反対はないですね。

賛成討論をお願いします。

中原委員 後期高齢者医療の特別会計についてですが、当該年度においては保険料の据え置きが実現をされた年度であり、反対はしないという立場をとらせていただきます。

ただ、繰り返し申し上げているとおり、この制度については年齢で差別的な扱いを受けるといことで、制度の速やかな廃止を求める立場について変わらないことも申し添えておきたいと思います。

奥野委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第60号「平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第60号は、本委員会において認定することに決定しました。

議案第63号「平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 決算書202ページから229ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書207ページの保険料にかかわってお尋ねをいたします。

第1号被保険者の保険料の中で節3滞納繰越分普通徴収保険料とありますが、1年以上の滞納者があるかどうか確認をさせていただきます。

そうならないように、現場では努力をされて分納等に対応し、その促進を図っているところと思いますが、1年以上の滞納者が発生しているということはないか確認をさせていただきます。

それから、209ページの目4介護保険事業費補助金の介護システム改修事業補助金250万円、このシステム改修の内容についてお示しいただきたいと思います。

それから、221ページの款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1の二次予防事業の報償費についてお尋ねをいたします。

通所型介護予防事業報償費とありまして、これは予算額と支出済額に少し差がありますが、理由等があればお聞きしたいということと、それから、この報償費の項目には、予算時には訪問型の介護予防事業報償費も金額は大きくはありませんが、設けられておりました。それがなくなっているということは、それは支出をしなかったということではないのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、222ページの節13委託料なんですか、通所型介護予防事業委託料とありまして、これもほかの予算と支出に少し乖離がありますので、要因等があればお聞きしたいと思います。

それから、同じ節13の委託料のところ二次予防対象者把握事業というのが予算時には設けられていたんですが、決算時には見受けられなくて、費目構成が変わったりしているのかもしれませんが、何か事業があつてのことか、お聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

奥野委員長 答弁、池下課長、お願いします。

池下高齢福祉課長 まず、保険料につきまして、1年以上の滞納の方はございます。介護保険料は原則といたしまして、年金からの天引き徴収が原則でございますが、65歳になったばかりの方、あるいは年金から天引きできない方は普通徴収といたしまして、現金で払っていただくこととなります。1年以上の滞納者の方はございます。現在205名の方が滞納して1年以上でございます。

2番目、システム改修の内容なんですが、平成27年度に介護保険制度が変わりまして、負担率のほうが変わっております。一部の所得の高い方に1割から2割となる、そういった等、介護保険法の改正に伴い講じてございます。

3点目、二次予防の報償費でございますが、雇い上げで看護師とかその他作業療法士とかを派遣させるということも計画していたんですが、自分のところに運動療法士とかケアマネとか介護福祉士等おりますので、自前で活用ために報償費が不要になったと考えております。

4点目の介護予防事業委託料についてなんですが、こちらのほうも、できるだけいろんな

教室を開いていきたいという思いで、できるだけ27年度については地元の団体さんに委託のほうをいたしました。そのほかに保健センターにも運動指導士がおりますので、できるだけ身近なところでやるということで、結果的に不用額が出たということになっております。

それと、二次予防対象者把握事業ですが、これは何かといいますと、65歳になった方にアンケートをお送りして、教室に参加してもらえそうな人をピックアップするという事業なんです。余り効果がないのかなと思うことで、1年度見送ろうかなというところで27年度は実施を見送りました。新しい総合事業ではこの制度自身はなくなる見込みでございます。

奥野委員長 よろしいですか、中原委員。

中原委員 1点目にお聞きした滞納者の問題ですけれど、この方々は、そうしますとペナルティーを受けておられる。利用に当たっては10割という、そういうことではないんですね。もう少しご説明をいただければと思います。

池下高齢福祉課長 説明のほう、不足してて申しわけございません。

こちらのほう、認定を受ける場合に保険料は必ず入れていただいているということを確認しているんですが、認定を受ける際に滞納が見つかったという方もいらっしゃいます。その際には、給付制限というのは原則かかるんですが、生活状況をお聞かせいただいた上で、分納誓約ということをやっております。

現在取り組んでいる方法としましては、初期の段階で滞納を出さないということで、1回目の納付のときに滞納がある方に何らかのアクションを起こしていこうということを考えて実施していこうと思います。

制度理解が不足していることが滞納の原因かなということも考えておりますので、今後、対策を練っていきたいと思っております。

奥野委員長 よろしいですか。

ほかの方はいらっしゃいませんよね。

奥野委員長 ほかの方はないようですので、簡潔に質問どうぞ。

中原委員 当該年度における介護保険法改定の影響についてお尋ねをしたいんですけれども、この2015年度というのは、一定所得の水準以上の方に対する負担が増やされた年であろうと思います。

それから、その方々は8月以降に影響を受けるわけですが、サービスの利用料が2倍に

なるという負担が押しつけられた年度になると思います。

それから、その影響はこの年度においてはあらわれていないのか、その点を一つお聞きしたいということと、総合事業にかかわってお尋ねをするんですが、一般質問でも確認させていただいたところではありますが、再度この場で実施の時期が近づいてきているということもありましてお聞きをするのですが、要支援1、2の方を対象にした総合事業については、現状を維持する必要な現行相当のサービスというのはいできるだけ確保しつつ、あくまで総合事業の利用については、利用者本人の希望に基づく運用に徹するという考え方で進めていくということによかったかどうか、改めて、総合事業についてもこの場でお聞きしておきたいと思います。

奥野委員長 答弁、池下課長。

池下高齢福祉課長 まず、制度改正、2本大きくありまして、利用者負担割合、1割か2割かの影響でございますが、27年8月の段階、切りかえの時期なんですけど、108人の方、2割証を発行させていただいております。1割証のほうが1,225件です。

続きまして、施設に入所したときの食事・居住費の割引の申請者数なんですけど、26年度は193人、認定した人数なんですけど、それが27年8月では149件ということで、44件減少のほうをしております。

あと、総合事業のほうですが、こちらのほうは現行相当サービスにつきましては、29年度以降も、基本、本人の選択でご利用のほうは従来どおりしていただけるように考えております。それにつけ加えまして、新たなサービスというのが出てきた場合に、ご本人さんの選択に基づいて、ケアマネジャーとご相談してご利用いただくということでもいいかと思っております。

奥野委員長 よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですか。はい、どうぞ。

中原委員 賛否ちょっと難しいなどは思っているんですけど、岬町内でできる努力がどこまでのものかということもあるんですけども、やはり今、質問の中でお答えいただいたサー

ビス利用に対する利用料が1割から2割になった方、108人もおられるということもありますし、食費・居住費についても一定の負担が課せられた方も確認させていただきました。大もとの制度改定によるものですから、岬町としては非常に苦々しいところもあるのかもしれませんが、こういった事柄について、町として何らかのできる努力については今後もぜひご検討いただきたいと思ひますし、負担が加入者に対して増やされたということから賛同はしかねるという立場であります。

奥野委員長 ほか、討論ございませんか。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第63号「平成27年度岬町介護保険特別（保険事業勘定）決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第63号は、本委員会において認定することに決定しました。

議案第64号「平成27年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

決算書230ページから236ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですね。

では、討論、お願いします。

奥野委員長 よろしいですか、中原委員。

中原委員 本件につきましても、先ほどの議案第63号と無関係とは言えないために、賛同しかねる立場であります。

奥野委員長 賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第64号「平成27年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第64号は、本委員会に認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案9件について、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会します。

(午後4時04分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年9月13日

岬町議会

委員長 奥野学